

令和2年6月11日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第3日）			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 橋 本 真 美	
	総 務 課 長 三 好 浩 之	まち・ひと・しごと創生課長 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	危機管理対策監 弥 永 正 一	
	建 設 課 長 森 園 敦 志	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	
	住 民 課 長 扇 智 布 由	健康福祉課長 江 島 朋 子	
	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	教育委員会事務局長 中 島 洋	
	生涯学習課長 小 川 成 弘	文 化 課 長 宗 雲 英 則	
職務のため 出 席 し た 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主事 松 田 望	

議事日程 令和2年6月11日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	9番 寺崎太彦	1. 災害減災対策は 2. 学校教育について 3. 地域振興について
6	6番 原田 希	1. 中心市街地活性化事業について 2. 教育行政について 3. 成人年齢の引き下げについて
7	7番 吉富 隆	1. 鳥栖・三養基西部環境施設組合について 2. 佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設及び関連について
8	1番 鈴木千春	1. 新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う今後の業務について 2. 総合計画及び総合戦略見直しの進捗について 3. 中心市街地活性化事業について 4. 農家支援の取組について
9	2番 大川徹也	1. 新型コロナウイルス感染症対応について 2. 農地・水・環境保全向上対策事業（現多面的機能支払交付金事業）における告訴について 3. 女性活躍・ハラスメント規制法関連について 4. 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1．一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、9番寺崎太彦君よりお願いします。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。9番寺崎太彦です。ただいま議長より登壇の許可が下りましたので、一般質問通告書に沿って質問をしていきたいと思ひます。

今ですね、コロナウイルスで大変な時期であり、また、この議場の中も3密ではあると思ひますので、なるべく早く終わりたいと思ひますので、協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、質問事項、大きな項目3点ありまして、まず一番最初、災害減災対策はとして、最近ですね、2018年の西日本豪雨や昨年の台風19号など、従来の規模を超える水害が発生して、また、コロナウイルスも災害ではないか、そして、コロナウイルスの陰に隠れて、今、日本全国で地震が多発しておる中でですね、やはり町も今まで以上に災害に備えなければいけないのかなと思ひまして、質問要旨1として、鳥栖・三養基地区消防事務組合から派遣職員を迎え、新たな取り組みはどういったことを考えておられるのか聞いていきたいと思ひます。

続きまして質問要旨2といたしまして、令和2年度に入りまして、近年になく我が町でも火災が増えているのではないかとと思ひまして、そこを含みまして、災害時、消防団との連携はどうされているかを聞いていきたいと思ひます。

それから、大きな事項2点目といたしまして、学校教育について、今、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が全面解除され、今まで巣籠もりしていましたが、やっと少しずつだんの生活が戻ってきておるような中ですね、北九州市ではコロナウイルスの第2波が発生しているのではないかと、そして、学校でクラスターが発生しているのではないかとという報道を受けまして、質問要旨1として、小・中学校の新型コロナウイルスの感染防止対策はどうされていくのかを聞いていきたいと思ひます。

引き続き、質問要旨2といたしまして、学校休業が続いておりましたが、今は普通に戻っておると聞いておりますけれども、新型コロナウイルス感染で学習の遅れの対応や今後の学校行事への影響はどのようなことが影響があるのかを聞いていきたいと思ひます。

それから、3点目として、地域振興といたしまして、上峰町で初めての公民連携事業であり、町民の関心が大きく、注目されている事業なので、質問要旨1として、中心市街地活性化の進捗はどのように進んでいるのかを聞いていきたいと思ひます。

同僚議員とかぶっているところが多々ありますけれども、また同じようなことを聞くかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、災害減災対策は、質問要旨の1番、鳥栖・三養基地区消防事務組合からの派遣職員を迎え、新たな取り組みは、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、寺崎議員の質問事項1、災害減災対策は、質問要旨1、鳥栖・三養基地区消防事務組合からの派遣職員を迎え、新たな取り組みはという御質問に対しお答えいたします。

新たな取組は現在のところ考えておらず、まずは今の体制の中で改善する箇所や強化する箇所などがないか、しっかりと検討することから始めたいと考えているところでございます。

ほかに、かわる点としまして考えられるのが、災害時における常備消防との情報共有や連絡調整業務の円滑化が図られ、人命救助を必要とする緊急時には的確な連携ができるものと考えております。

また、消防団員等の訓練サポートなど専門的な立場からアドバイスなどが可能となり、防火・防災に対しての知識や技術の向上にもつながるものと考えているところです。

以上で寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど三好課長からお答えがありましたけれども、今日も大雨が降って、また近年、役場の周辺もですね、役場自体が孤立した状態で、今までは想定外という言葉もいろいろ言われていましたけれども、河川の氾濫による被害想定が2015年の水防法改正でですね、設定条件が千年に一回級の降雨に対応しなければいけないとなっておりますけれど、今、町のハザードマップがありますけれども、それを受けてですね、何か更新とか、ブラッシュアップですか、そういった、2015年の水防法改正によって、それを受けて、これに対応しているのかをまずお聞きしたいと思います。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御質疑で、2015年改正の改正要領にのっとったハザードマップが作成されているかということでございますが、今うちが作成しているハザードマップにつきましては、28年度に作成しておりますので、当然そのときの概要に基づき作成されているものと認識しております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

この想定にされて、この水防法改正に基づいてつくられておるということで少しは安心しましたけれども、一番最初に言われたとおり、新たな計画はないけれども、現在の災害の対策をブラッシュアップしていかなければならないのかなと思って聞いております。

そこで、ハード、ソフトとあります。例えば、ソフトであれば、この防災マップ、ありま

すけれども、避難箇所が12か所、ここにありますが、ここに行くための避難ルートの表示や、また、いつも通行止めになるような箇所に関してはですね、道路も緊急輸送路、第1次緊急とか第2次緊急輸送道路、第3次とありますが、この中でも冠水するところがありますので、そういったところは通れないような表示するとか、また、避難施設等につきましてもですね、12か所ありますが、災害に合わせた避難所、よく使われるのはおたっしや館、水害以外はそこであってですね、水害のときはですね、体育センターや中学校の体育館を何回か使われたと思いますけれども、そこでもですね、水害が発生するときは夏が多いと思います。その中でですね、体育館のところは板張りの中に、冷房もないところですね、板張りの中で避難するのも住民にとってはかなり苦痛なのかなと。そこら辺の対応をしていかなければいけないかなと思いますけれども、そういった考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御質疑で、避難所の対応の改善点とありますが、そういったことでの御質疑かと思えます。

まず、災害ごとに避難所の指定というのは変わっておりまして、今、議員申されたとおり、おたっしや館につきましては水害は対象となっております。

今回、その体育館とかも見直しということでの御質疑でございますが、基本的に命を守る行動ということで国のほうも申しておりまして、自宅にいる場合が危険な場合、要するに最悪もう避難しないといけないというような場合に避難所を開設ということになりますので、今のところそういった利用できる施設、町民センターも含めて、そういったところを利用するような方向で検討していきたいということも考えております。

ただ、御存じのとおり、コロナ禍ということもございますので、そういったソーシャルディスタンスを守るとか、そういった対応もしていく必要もございますので、今後そういったところを検討して対応する必要があるかというふうには考えております。（「すみません、ハザードマップ」と呼ぶ者あり）

ハザードマップにつきましては、第1次輸送道路、第2次輸送道路、第3次ということでございますが、第1次につきましては国県道、あと高速等が指定されております。2次に関しましては県道の主立ったところということで、立野坊所城島とか、神埼北茂安ですね、そういったところが指定されておりますが、その通行止めということでございますが、ハザードマップに関しましては水害だけのものではございませんので、通行止めとした場合には、土砂災害と、あと物資の輸送等、そういった場合にもそこは通行止めという表示をされると非常に利用上困難かと思えますので、そういった場合のことを検討すると、今のままの状態が一番いいのかなというふうに考えております。

あと、避難所への避難ルートですか、実際ここから言いますと、体育館に行くまでの間と

か、冠水するところもございますので、そういった迂回ルートを表示するような形は必要かなと思います。それを含めたところでどういうふうに改正していくかというところは今後検討材料になるかと思います。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

避難ルートですね、水害のときですね、住民の方々からちょっと言われるんですけども、やはりふだんからですね、あそこが冠水するとかなかなか確認することができないので、何かこう避難ルートの確認はしとかんといかんけどなとかいう話も聞くのでですね、そのマップにその表示をしていただければいいかと思います。

また、ちょっと新聞情報なんですけれども、今、国土交通省では避難施設増強へ自治体支援、国土交通省の支援対象は、避難所に使うための体育館や公民館などの公共施設を改修したり、既に避難所として指定している施設を改築したりする自治体を支援していく交付金などを配る方向で、規模、仕組みを検討しておるという新聞報道もありますのでですね、そこら辺もいろいろ勉強されて、そういった交付金が受けられればですね、町としても助かって、また、避難施設もより快適になるのではないかと思いますので、その考えをお知らせください。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御質疑で、政府のほうで検討されていると、補助事業のことかと思えます。それに関しては、ある程度の情報はうちのほうにも来ておりまして、そういったものを活用しながらですね、対応できるところ、要するに対応すべきところというのを考えて、今後、事業化にのせていくことが可能であればですね、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

ちょっと一番最初に言わなくてはいけなかったんですけど、今回、鳥栖・三養基消防事務組合から来ている、ばりばりの方でありますのでですね、消防団のですね、最前線では消火活動とかしませんけれども、消防団も火事だけではなく、水防団の役割もあり、また、災害等々あれば出動しなければならないので、そこら辺の小さなノウハウですかね、そこら辺の消防団のスキルアップのためにですね、いろいろ連携していただければうれしいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「一言お願いします」と呼ぶ者あり）

○総務課長（三好浩之君）

今、寺崎議員からのありがたいお言葉でございますが、鳥栖・三養基消防のほうから来て

おる職員につきましては、エリートの方を派遣していただいていると思っております。職員につきましても、まずはこの庁舎内のほうに慣れていただいて、職員との交流を深めてですね、それを基礎として消防団のほうと交流を深めていくというやり方で指導等していただくというような形で考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、災害時、消防団との連携は、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（三好浩之君）

寺崎議員の質問事項1、災害減災対策は、質問要旨2、災害時、消防団との連携はという御質問に対しお答えいたします。

災害の種類により連携が変化することとなりますので、主なケースについて御説明いたします。

まず、火災発生時でございますが、消防団長、副団長及び消防団各部の部長、副部長、さらに総務課職員へ一斉メールにより連絡が入ることとなっております。火災現場へ急行することとなります。なお、町長、副町長へは職員より連絡を行います。火災現場では、広域消防本部の指示を受けた消防団長からの命令に基づき、消火活動に従事することとなります。

次に、その他の災害でございますが、主に水防に関して答弁させていただきます。

水防に関しては、気象庁の注意報、警報などに基づき、段階的に出動することになり、対策本部など設置後は、その構成員である団長を通じ、消防団員の出動要請を行い、水防活動に従事することとなります。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

今、令和2年度の町の火事の件数といたしまして、その他火災が3件で、一般建物火災が2件だと思いますけれども、その数字は合っていますでしょうか。

○総務課長（三好浩之君）

すみません、私のほうで把握しているのは、一般建物というのが2件、あと、その他が1件、ちょっと私が認識しているところで、ちょっと2件、議員のほうがその他の3件ということの差がございますが、そこはちょっと私のほうが認識していないだけかもしれません。申し訳ございません。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

この前の日曜日ではなかったか、坊所でその他火災があったと思います。あと、九丁分で1件、もう一件は——その件数はよろしいんですけども、火事の場合は、消防団の部長、副部長に連絡が行くということでありましたけれども、今年は何か行っていないようなので

すけれども、どうでしょうか。

○総務課長（三好浩之君）

今、寺崎議員からの御質疑で、団長のほうへ連絡が行っていないじゃないか（「部長です」と呼ぶ者あり）部長ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）部長のほうへ連絡が行っていないじゃないかということでございましたが、新年度になりですね、うちのほうで把握はできておりますが、新部長のメールアドレスの登録を鳥栖のほうにお願いしていたんですが、その連携がちょっとうまくいかずに、当初ちょっと連絡が滞っていたところがございます。非常に申し訳ございませんでした。それが判明しましたので、5月の中旬ぐらいからは正規に登録が終わっておりますので、連絡は行っているかというふうに思っております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

令和2年度、なぜか原因は分からないんですけども、そんなふうに火事が多くてですね、連絡が行っていなかったからですね、今までは連絡が行っていたかなと思ってですね、原因が分かったら早急に対応されたということで。

あと、普通の一般団員にはですね、個人情報等々あるから、部長、副部長ぐらいまで、それ以外は、あんあんメールになっているかと思えますけれども、一般建物火災の場合は役場のサイレン吹鳴というか、あれでお知らせするという事しかないですね。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御質疑で、一般建物火災の場合、あとその他の火災と、方法等いろいろあると思いますが、まず、鳥栖・三養基地区消防事務組合からのメールに関しましては、今申しましたメンバーに一般建物火災につきましては連絡が入るようになっております。その他火災につきましては、その状況により、連絡の必要があるなしの判断を消防事務組合のほうでされますので、連絡が入らない場合もございます。今、議員が申されましたとおり、あんあんメール等では連絡が入りますので、そちらのほうでの対応ということになるかと思っていますのでございます。

あと、一般団員への連絡ということでございますが、そちらにつきましては、基本的には部長からの連絡ということで私のほうは認識しております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

大体理解して、そのとおりかなと思います。

あと、一般建物火災の場合ですね、基本的に状況によって役場のサイレンを鳴らすか鳴らさないかは判断するんですか。それとも、一律に一般建物火災は役場のサイレンが鳴ることでは——どういった基準があるのか何かは分からないんですけど、そこを教えてください。

○総務課長（三好浩之君）

今、寺崎議員からの御質疑で、役場のサイレンを鳴らすか鳴らさないかの御質疑だと思います。

私の過去の経験からいいますと、役場のサイレンが鳴っているのは昼間の火災があつてるときじゃないかなと思っているんですけど、夜ですね、本部消防が現場へ行くときに鳴らしていくサイレンと、あと、その鳴らす鳴らさないの判断につきましては、ちょっと私も今ここで私が認識していない部分がございますので、後ほどお答えしてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○9番（寺崎太彦君）

私の今までの経験上、夜も一応建物火災は鳴っていたと思います。やはり一般建物火災であればですね、町内であれば全ての団員に報告して、すぐ駆けつけるのが本来であるのではないかな。今年の一般建物の1件は役場が鳴ったんですけど、1件が鳴らなかったのですね、そこら辺どのように判断されるのかということがちょっと不明なところがあつたんで質問したんですけども、そこをちょっと整理してお答えをいただければ。

それとまた、上峰町も狭いようで広いので、役場の、一般建物火災があつたらですね、一番最初に駆けつけるのはやはり本部、やはり情報が行くからですね。あと、この役場のサイレンを聞いて行く3部がやっぱり早いんですよ。そして、ほかの1部、2部、4部はですね、ここのサイレンが鳴ってもほぼ聞こえないという状態であります。そこを何か解消できないのかなと。例えばですね、今、防災行政無線が各地にあります。それを使って何かこうお知らせ等はできないか。どうでしょう。

○総務課長（三好浩之君）

今、寺崎議員からの御質疑で、役場のサイレンと同時に防災行政無線でのお知らせができないかということでの内容でございました。

すみません、先ほどの答弁で、ちょっと昼間だけと思っていましたが、昼も夜もということをお願いいたします。

そのサイレンですけども、役場のサイレンの吹鳴に関しましては、消防事務組合のほうからの電話回線により、こちらと連携して鳴るということでございますので、その回線を防災行政無線に結ぶというのが基本的にはできないということで、今、役場のサイレンのほうを対応しているということでございます。

各部の出動に差があるということでございますが、確かに3部につきましては、坊所地区ということで、役場の近くでございますのでサイレンも非常に聞こえやすいかなと思います。各部につきましてはですね、部長さんのほうへ連絡が入りますので、部長さんからの連絡を受けて出動、距離もありますので、場所によって時間差が生じるのかなというふうに思っているところでございます。その方法により、継続的に今後も一応連絡はしていっていただき

たいというふうを考えております。

○9番（寺崎太彦君）

なかなかですね、火災の場合、各部の部長、副部長までしか情報がやられない、個人情報、国の法律でそうになっているならば仕方ないけれども、やはり町内の一般建物火災であれば、地元がですね、ちょっと言うなら、本当、地元の消防団が何で遅かったのかと、ちょっとやっぱりじくじたる思いがあると思います。本当何か、隣の町の消防車が行きよったけん、あら、火事かなと思って、消防署に連絡したら、地元が火事やったというて、何かそんな感じでちょっと遅れて、やはり情報が入らないという話も聞くのでですね、やはり町内の火事であれば、もう一度ですね、防災行政無線を使うなり、何かもう少し考えなければいけないのかなと思いますけれども。

それから、火事等の現場でですね、そういったとき、団長によりトランシーバーを使っていろいろ、放水をちょっとやめてくれ等々、連絡があったり、こうほうの交通整理とかも団員がする場合があります。そのときトランシーバーを使うんですけれども、そのトランシーバーが何か混線してですね、全く使い物にならないということもあり、そういったことは幹部会等で話が出るのかなと思いますけれども、そこら辺も含めて、もう一度答弁のほうをよろしく願いいたします。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員から2点ほど、ほかの消防団が行っているのを聞いて出動するという点でございますが、あと、トランシーバーの混線ということで、2点ほど質問いただきました。

出動に関しましては、先ほど申しましたとおり、部長からの連絡ということで、縦の連携ですね、ということでのLINEをつくっておりますので、そちらのほうで今後も対応していただきたいというふうを考えております。

トランシーバーの件でございますが、そちらに関しましては、私もまだ現場のほうでそういったことをちょっと、今初めてお聞きしましたので、今後そういったことが出てくるかと思しますので、そういった要望があれば、検証をした上でですね、対応が必要であれば、必要な対応をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

トランシーバーに関してはですね、もう何年も前からそういった状況が続いております。できれば早急に対応して。

また、各部の連携に関しては、部長、副部長を通じて縦の連携と言われましたけれども、なかなかですね、部長、副部長もですね、現役で仕事をされている方やサラリーマンでוות、仕事では基本的に、そんな連絡が入ったからほかにとかはちょっとできないのかなとは思っています。中には、自営業で地元におられるならばそういった対応もできるのかなと思いま

す。町内の火災だけではなく、災害等ありますので、できればですね、このデジタル化の中ですね、消防団員、全てのメールアドレスは1回登録しておけば、パソコンでぱっと連絡ができるのかなと思いますけれども、そういった考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○総務課長（三好浩之君）

今、寺崎議員からの御質疑で、一斉メールの導入はどうかということの内容かと思います。

確かに、言われるとおり、連絡は1回登録すればということで可能になるのかなとは思いますが。ただ、今それを導入するかどうかというところの検討は、必要かどうかも含めて、私もちょっと今度4月から来ておりますので、詳しい内容をちょっと照査した上でですね、その必要性についても含めたところで今後検討をしていきたいというふうに思います。

○9番（寺崎太彦君）

何か前向きな検討じゃなか、後ろ向きのような検討で、ぜひとも前向きにお願いします。

そして、何回も言っていますけれども、部長、副部長もですね、なかなかね、縦の連携と簡単に言いますが、先ほど言ったとおり、仕事を持ってあるならその連絡とかなかなか厳しいので、ぜひとも前向きにそこも検討していただきたいと思います。もう一度お願いいたします。

○総務課長（三好浩之君）

前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

簡単にですね、ちょっとあれなんですけれども、そんなに予算はかからなくて、ちょっとグループLINEをつくるとかですね、そんな簡単でいいのかなと思いますのでですね、ぜひそんな予算をかけてつくることではないのかなと思いますので、ぜひとも検討してください。

以上で終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「一言お願いします」と呼ぶ者あり）

○総務課長（三好浩之君）

幹部会議等を経てですね、団員さん皆さんの個人情報もございますので、そういったところを一応幹部会議の中で検討しながら、大丈夫だという方があればですね、そういった形で今言われましたとおり、グループLINE等、今無料でできるようなものもございますので、そういったところの検討をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進んでいいですか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

学校教育について、質問要旨の1番、小・中学校の新型コロナウイルス感染防止対策は、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。寺崎議員の質問事項2、学校教育について、質問要旨1に関してお答えいたします。

上峰小・中学校では、5月21日付の文部科学省学校活動の再開等に関するQ&Aなどを基に、感染防止対策をしております。小学校では、まず、児童の感染防止対策として、校内のマスク着用をはじめ、教室に入るとき、給食前後、トイレ後などに手洗いを丁寧に行わせ、給食時は、配膳は1、2年生は先生が行い、全員前向きで食事をしています。また、児童は毎朝自宅で検温して登校するようにしており、教室内では机と机の距離を取って学習をしております。

次に、校内施設設備に関する感染防止対策として、先生方により教室や特別教室のドアノブなど共用部分、階段の手すり、水道の蛇口、トイレの出口のアルコール消毒を児童下校後に行い、授業中は教室内の2方向の窓を開放し、常に換気を行っております。図書館も2方向の窓を開放して、常に換気を行い、さらに、利用前に必ず手を洗って、入り口と出口を分けて1方向として、本の貸出し、返却を行っております。体育館等での全校朝会や集会は行わず、オンライン放送による朝会や集会を実施しております。学校行事で3密を避けることができない行事、授業参観、家庭訪問などは、中止や延期をしております。

次に、教職員の感染防止対策として、職員は毎日検温後に出勤して、校内ではマスクを着用し、職員室内の先生方の執務机の上には飛沫感染防止のためビニールシートのつい立てを設置しております。来校者の感染防止対策として、来校者は全て事務室の前の正面玄関にて出入りを行うようにし、マスク着用、アルコール消毒の徹底を行っております。

中学校でも5月14日から学校再開により、小学校とほぼ同じ感染防止対策を行っております。独自といたしまして、毎朝校門付近で各学年の先生が挨拶とともに、自宅での検温の状況の確認やマスクの持参の点検を行っています。また、授業中の学習活動で中学校では以前から学び合い活動を取り入れ、生徒たちが相互に教え合っていました。が、密集、密接を避ける観点から現在中止しています。給食配膳については、セルフ方式で生徒が順番に間隔を取って行い、生徒は前向きで食べております。また、体育、音楽、技術、家庭科など生徒の活動を伴う授業においては、換気や間隔を空けるなど感染防止を行っております。

以上で答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

コロナ感染防止の3つの基本、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いが基本と。それに沿って対応されておるように理解いたしました。

身体的距離の確保、例えば、朝行ったらげた箱等々、密集するのかなと思います。また、

トイレもですね、ちょっと狭い等々あります。また、手洗いする洗面所付近のですね、そういった身体的距離の確保はどうされているのか、もう一度教えてください。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

寺崎議員のトイレ、げた箱、洗面所等、密になる部分のところをどうしてあるかという質疑に対してお答えいたします。

密集の場合に、人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートル空けることを推奨しています。児童・生徒の間隔は1メートルを目安に、学校内で最大限の間隔を取るように座席配置等もしているところでもありますけれども、基本的に現場の状況に応じまして柔軟に対応するという、今、マニュアルですね、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル等もあります。それに基づいてはおりますけれども、先生方等にそういった洗面所、トイレ等とする場合の指導等は、3密を避けるような形のところでの指導は行っているところです。

以上で答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど答弁では、柔軟に対応していると言われました。逆に言うと、あまり対応されていないのかなとちょっと思いました。できれば、お店に行ったレジの前にはですね、ちょっと足のマークで一列に並ぶようなラインを引いたりですね、そういったのをトイレとか手洗い場のところにですね、そういったことをすれば分かりやすくできるのかなと。柔軟に対応ではなくて、そこまでしたほうがいいのかと思いますけれども、もう一度お願いいたします。

○教育長（野口敏雄君）

おはようございます。寺崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

特に小学校においては、今おっしゃったソーシャルディスタンスを体感的に理解させようということで、トイレの前、それから、手洗い場の前には、どこに止まるとかいうシールを貼るような努力はされていらっしゃいます。

しかし、子供たちの動きからいくとですね、必ずそこに先生がついていないと、特に低学年はできないということもあって、学校再開当時、数日間ですね、休み時間、昼休みも先生方がその現場にいて御指導されたということで承知しております。

ただ、教室内の距離についてはですね、物理的にできません。ただ、文科省もですね、当初は、3月の時点、それから、4月までは2メートルをできるだけ取るようにということと言っていましたが、今は括弧書きのおおむね1メートルから2メートルということで、やはり全国的に見てもですね、教室内では物理的にそれだけの距離が取れないという学校が多いということもあって、少し基準を緩やかにしている、緩やかという言い方が適切どうか分かりませんが、実態に即して柔軟に対応するようにということになっています。

また、マスクについても、ほぼ全員がつけていますけれども、これは数日前の新聞にも載

りましたが、登下校前とか体育のときとか状況に応じて、熱中症の対策もありますから、無理をせず、きついときには外す、活動するときには外すということも臨機応変にやっぱりやっていかなきゃいけない。一概に一線は引きにくいんですが、小学校の高学年から中学生ぐらいになれば、そこは自分の体調とか活動の量を鑑みて自分で外したりできるんですが、小学校の中学年、低学年になってくると、指示がないとなかなかできないというところもありますから、先生方が今まで以上にきめ細かに子供たちと接して観察をしながら声かけをしていると。プラスの保護者にも理解を得るように通知等も出しているという状況でございます。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど野口教育長が言われたとおり、基本的にマスクはしとかなければいけないのかなと思いますけれども、実際していて、かなり暑苦しく、また、マスクをしているがゆえに、口の周りは乾燥しないので、喉が渇きにくい。しかし、体は水分を欲しがっていると言われております。なかなかその水分補給等々が難しいのではないかと。また、先ほど言われたとおり、マスクを外すタイミングが非常に難しいのかなと。私もこの件でいろいろ調べていたら、授業中は、普通の授業であれば、生徒は外してもいいのではないかと、先生の方向を向いてですね、先生はしゃべって、ちょっと唾等々を飛ばすかもしれませんけれども、だから、先生だけがしておけばいいのかなとかもちょっと書いてありましたがですね、マスクを外すタイミングと、また、今日はそんなに気温があつたかくはないんですけど、最近ですね、真夏日になって、これからコロナ対策と熱中症対策ですかね、教室でも窓を開けてエアコンをかけておる状況なのかなと。そうすると、教室の中で温度のむらができるんじゃないかとちょっと心配するんですけど、そこら辺の対応はどうされているのか、お聞きいたします。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

エアコン使用時の空気のむら等があるのではないかとという寺崎議員の御質疑だったと思います。

エアコン使用時は、基本的には常時10センチほど開けまして、2か所の換気の場所をつくっております。中学校におきましては、1時間に1回、窓を開ける、そういった措置も取っております。今、各教室にプラズマクラスター空気清浄機のほうも置いております。そちらのほうで換気等を行っているところです。空気の移動という部分のところで、扇風機等も設置いたしまして、空気の移動、エアコンの冷気の移動という部分のところも今行っているところです。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

先ほどですね、エアコンをつけて、扇風機で回して攪拌したりとか、空気清浄機で対応さ

れておるということでもあります。本当、熱中症対策も大変だなと思います。これからですね、また小まめに室内の室温を測ってですね、また、エアコンの設定温度等も柔軟に対応していただければ、子供たちも今までの学校生活ではなく、新たな習慣で、ちょっといろいろコロナで不安があるかもしれませんが、そこは怖がらせずですね、新たな習慣ということで、コロナ感染予防をしっかりとしていただければいいのかなと思います。

いろいろ目に見えるものではないのでですね、これから第2波が来るのではないかとということもあります。中にはですね、これが長く続くかもしれませんが、できる限りのことはしてください。この項はこれで終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨、新型コロナウイルス感染で、学習の遅れの対応や、今後の学校行事への影響はということで、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

寺崎議員の質問事項2、学校教育について、質問要旨2に関してお答えいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

今年度4月以降、上峰小・中学校の臨時休業は24日間であり、授業の結果時間は卒業学年の小学6年と中学3年は約120時間、卒業学年以外の小学4年から中学2年は約120時間、小学1年は約90時間です。

授業時数の回復の具体策につきましては、まず、小学校は3つ手だてを取ります。1番目の手だてといたしまして、夏季休業を序盤11日間と終盤8日間の合計19日間短縮し、8月1日から8月23日とします。2番目の手だてといたしまして、水曜日は先生方の打合せや会議、研修などのため、通常5時間授業となっておりますが、これを6時間授業にします。3番目の手だてといたしまして、土曜日を開校日として3時間の授業を行います。これらにより、9月までに101時間の授業回復を行い、約84%の時数が確保できます。

次に、中学校も3つ手だてを取ります。1番目の手だてとしまして、夏季休業を序盤18日間と終盤8日間の合計26日間短縮し、8月8日から8月23日とします。2番目の手だてといたしまして、総合的な学習の時間は2学期にまとめ取りをする計画とし、1学期にはその分、教科授業に充てます。3番目の手だてといたしまして、多くの時間を要する成績評価を3期制から2期制へ移行し、年間授業数を増やします。これらにより、中学校はほぼ100%の授業時数の回復ができます。

5月15日付文部科学省の「学びの保障」の方向性等についての通知では、卒業学年は令和2年度中に学習の遅れの回復、卒業学年以外は令和2から3年度での回復となっており、結

果時間数よりも学習内容を充実するとあります。各学年におきましては、授業結果時数の回復と同時に、先生方が学年や教科部会を通して学習内容の精査、組合せ等の工夫、研究を効果的に行うよう指導、支援してまいりたいと考えております。

学習の遅れの回復につきまして、新型コロナウイルスの第2波を想定しますと、少しでも早く取り組み、遅れを取り戻すよう気持ちが入りますが、児童・生徒の過重負担にならないよう留意しながら、バランスよく取り組んでいくよう、学校と連携してまいりたいと思っております。

行事への影響ですが、小学校では体育館での全校朝会や集会などオンライン放送により実施し、学校内での密集、密接を避けるようにしています。毎年4月下旬から行われていた全学年の家庭訪問は中止し、希望者と学校からの依頼者に対して個人懇談を実施します。また、全学年でのリレー大会の中止、プール開きや水泳大会等は規模縮小、学級単位にて実施いたします。中学校では3年生の修学旅行を5月から10月に延期し、中体連の全国・九州・県大会が中止となっていますので、開催予定の地区大会に向けて部活動に励んでいるところです。

また、夏休みを通して毎年行われていました県立高校の体験入学は一斉に中止となっておりますので、県立高校の情報提供など進路学習や進路相談に工夫が求められている状況です。

以上で答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど答弁を聞いたらですね、授業時間の確保はほぼ100%できる、そして、今後の行事もですね、あまり影響がないのかなと思って、聞いて非常に安心しました。

しかしながらですね、今現在遅れているには間違いなくですね、今後それを取り戻すために学習を急いでされるのでないかとちょっと心配します。本年度から導入された学習指導要領では、子供の自主的な学びを充実させるとあります。

そこで、ちょっとあまり急いだらですね、この新学習指導要領とちょっとかけ離れるのかなと思います。そこら辺はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

学習指導要領の自主的な学びを尊重する、それに基づき、授業遅れているということに対して、急ぐということのみではない、できないだろうという質疑だったと思います。

先ほど申しましたように、水曜日、土曜日、小学校がそういった授業等を組んでおります。まず、その授業結果のところを補いたいというのは、その部分で補いたいと。しかし、過重に子供たちへの負担という部分のところは課さないような形のところで今後取り組んでいきたいとは考えているところです。

私からの答弁は以上です。

○教育長（野口敏雄君）

寺崎議員御指摘のことはとても大事な事だと思っております。中島事務局長も申しまし

たように、授業の回復を考えますと、どうしても気持ちがはやるわけですが、私たちは学校の先生方と連携しながらですね、その気持ちを抑えていただきながら、丁寧に、しかもきちんとした学習を進めていただくようお願いをしていきたいと思っています。

今年度から、この上峰町教育委員会におきましても指導主事が2名体制になりました。お一人は、今年から入っていただいた方は退職校長先生でもございます。したがって、小学校、中学校、それぞれに、今現在もそうですけれども、お二人の指導主事さんたちは毎日のように出かけていってはずね、先生方と連携しながら、全体的な教科指導の在り方、あるいは子供たちとの関わりの在り方について、共有して課題解決に当たってもらっているところでございます。

また、国のほうもですね、教科書会社と連携しながら、授業時数を少し短縮して、こういう教科指導、単元指導というんですが、できるじゃありませんかというパッケージで参考資料を示してくださっているんですね。そういったものも活用しながら学校では、今のところ中学校では100%の時数は回復できる見込みにはなっているんですが、そこまできなくても授業の内容はできるということで、参考資料等も全国に配布されているところがありますので、そういったものも先生方の中では活用していただいて取り組んでいただきたいというふうに思っております。くれぐれも、子供たちの学びにはスピードにも差があります。理解度にも差がありますので、通常これまでどおりやっていたような一人一人の子供たちに目を向け、きめ細やかな配慮を持ちながらですね、指導するということを土台にしながら進めていっていただきたいというふうに思っているところでございます。

特に、特別支援学級のお子さん方についてはですね、こういう状態ですから、余計に環境が変わってですね、生活リズムが変わって、心的なストレスがたまっていますね、生活リズムがちよっと狂っているという、うまく安定しないというようなお子さんがいるやにも聞いておりますので、コロナ禍以前の状態を取り戻すにはなかなか難しいところもあるわけですが、できるだけいろんな手だてを取りながら、そういったところにも対処していきたい。特に、文科省が示しております人的な配置、緊急対応のパッケージというものをですね、示されています。特に、スクールサポーターでしたかね、スクールサポーターシステムという、非常に興味を持つような人的な配置、学習支援のための講師はもちろんあるんですけれども、それは全国的にも2,000名ほどですので、あんまり数的には多くないんですが、スクールサポーターというのは学校の指導じゃなくて、先生方が今行っている、例えば、消毒作業であるとか、あるいは子供たち、先ほどトイレの場面とかありましたけど、そういったところでの関わりであるとか、先生方の指導以外のところでお手伝いできるサポーターシステムというのが今提唱されています。これは全国的にも2万人程度ですから、佐賀県にも200名近くは来るのかなということで、上峰としましても積極的に手を挙げて配置できるように今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

先ほどですね、生徒にきめ細やかな配慮がなされるとお聞きしまして安心しました。

国、文科省はですね、小・中学校に学習指導員の増加をするとか、また、小・中学校に空き教室の整備や、コロナウイルス対策としてですね、家庭学習のための教材確保、それに消毒液や体温計、サーモグラフィーの購入などに関して、1校当たり最大5,000千円の支援をする等々、ちょっと新聞報道がありましたけれども、そこら辺どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

国の文科省のほうからの補助事業等を活用はというお話だと思います。

先ほどのスクールサポーターをはじめ、あらゆる手段で子供たちの、取り残すことなく最大限に学びの保障という部分のところで、補助事業を私どもも可能な限り取り組んでいきたいと思っていますところです。

以上で私の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

そのようなメニューがあれば、ぜひとも手を挙げていただきたいと思います。

また、ちょっと変わりますけれども、今、県の教育委員会ではですね、来年度というか、今度の高校入試の在り方を見直す動きが見られると、ちょっと新聞報道で見ました。授業の遅れ等を考えて、出題範囲の見直しが考えられているとの報道がありましたけれども、年度途中でなかなかこんなことをされると、生徒がかなり動揺するのではないかと、こういったことがどういった情報が共有されているか、ちょっとそこら辺お聞きしたいと思います。

○教育長（野口敏雄君）

まずもって、先ほどの文科省から示されたものというのは、こういう「学びの保障」総合対策パッケージというものなんですけれども、人的な配置、それから物理的なものですね、そういったものの希望を今取り始めたところであります。上峰町でも学校と相談しながら、先ほど言いましたスクールサポーターはすぐ手を挙げておりますし、ただ、学習指導員についてはですね、教員免許保有者になってきます。これは小・中学校ともに、今の先生方の数、特に上峰町は町費の先生方が2人ずつ小・中学校にいますので、足りていますとおっしゃるんですね。それよりもスクールサポーターのほうがいいということもありまして、学校の意思、希望を尊重してですね、希望を上げているということです。

それから、今言われました高校入試につきましては、高校入試の在り方は変わりません。大きな制度の変更は去年1回終わっていますので、それであるわけですが、入試問題が、こういう事態ですから、その出題範囲が狭まるということは当然のことだと思っています。じゃ、どこまでの範囲になるのかというのはですね、9月を過ぎて公表になりますので、ま

だ分からないところではありますが、基本的には学校が再開した5月14日からの授業の、要は順調に行くということを前提にして、それを、言うなら真面目にずっとやっていけば、当然その不利益を被らないことになりますから、御心配しなくていいですよというのが県教委のスタンスだというふうに思っております。

全県下に80数校の中学校があるわけですが、もちろん県外からの受験者もあるわけですが、特に県内の中学校の中で授業の進度、一番遅くてもここまでは行っているはずだということを想定した上での出題範囲になるというふうに見込めますので、私としてはあまり心配せずに、県教委の判断を信頼しているというところでございます。

ただ、子供たちへの進学情報の提供が、先ほどこちと触れましたように、毎年夏休みに体験入学として高校は子供たちを集めておりました。それが一斉に中止になりましたので、情報をどうやって子供たちに与えていくのかということが課題になっていると思います。中学校のほうでは、映像を使ったり、あるいは高校の先生方に来てもらったりしながら、高校の情報を子供たちに提供して進路選択の材料にしていこうというふうに今準備を進めているところでございます。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

高校入試等は生徒にとっては非常に大切なことでありますので、ぜひともそこら辺は注意を払って、また、教科書は根本的には同じかもしれませんが、学校によっては教科書等々が違う、いろいろメーカーがありますので、出題範囲が変わって影響があるのかちょっと分かりませんが、そこら辺しっかり対応して、子供たちも不安にならないようにですね、しっかりサポートしていただければよろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

以上でこの項は終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、地域振興について、質問要旨の1番、中心市街地活性化事業の進捗はということで、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。寺崎議員の質問事項3、地域振興について、要旨1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいというふうに思います。

4月1日に実施方針を公表済みでございます。そして、昨日、募集要項を公表いたしました。実施方針公表後におきましては、国内初のLABVスキームを掲げていたこともござい

まして、マスコミや意欲のある企業からの問合せがございました。反響も大きく、全国的に注目されている事業であると感じております。現在のところ、スケジュールどおりに進捗しております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

そしたら、今後、中心市街地はLABV方式でされるのか、PFIでされるのか、LABVでされるのでしょうか、どちらでされるのでしょうか。そこも含めて募集をかけておるといことですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今回、事業者募集要項を公表いたしましたのは、LABVスキームで出さしておられます。国内初の事例ということもありまして、先ほど申し上げたとおり、いろいろなスキームの詳細について多く問合せがあったということでございます。

それで、PFIスキームの場合におきましては、各参加企業の連合体を初めに形成した上でですね、どういった規模の、どういった内容で、どういう整理をしてという形で実施をしていくことになるんですけれども、LABVスキームにおきましては、先に事業の実行を担う共同事業体のほうを、そういう器をつくっていくということになります。そこを形成して、事業パートナーと町が共同で内容や規模を描いていくというようなスキームでございます。こういった違いの説明を重ねておりまして、事業者からもですね、事業者がその辺を今理解していっているような状況でございます。

そして、公民共同で描くまちづくりですので、事業者としても企業利益として社会貢献しやすいと、合致しやすいというような形のスキームということを強く認識している企業も数多くございます。ですので、くみしやすいと考えている点というのが1つ考えられるというふうに思っております。

そういった観点からはですね、LABVを軸といたしまして、PFIに関しましても、実施方針は4月に出しておりますので、ここを完全に切ったというわけではございません。部分的にPFIを選択する余地を残しつつ対応していきたいというような形で考えているところでございます。仮にLABVで全ての事業を吸収できるということであれば、そのままLABVで行くということも考えられます。そういった説明になります。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

先ほどですね、今後の計画はさほど当初の計画と変わらないと言われましたけれども、私、昨日ダウンロードしてみたらですね、公共の施設整備が令和3年1月から令和4年の10月頃、また、開発工事が令和3年6月頃開始となっており、当初は令和3年の夏頃に開業というスケジュールではなかったのかな。ここに書いてあるのは、公共施設の整備だけしか書いて

なかったんですね。民間施設とか、共用施設の整備のタイムスケジュールはどのようになっているか、分かれば教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

結果的にそういった御指摘を受けること自体否定はいたしません、コロナウイルス影響下を考慮しておく必要もあるかというふうに思っております。現在、今はアフターコロナと言われるような状況になるかと思いますが、依然として経済状態が以前の状態に戻ったとは決して言い難い状況かとも思えます。また、以後、第2波、第3波ということによりまして、進捗が思うように行かないということも考えておかなきゃいけないことかというふうに思っております。つまり、ある程度のバッファーを持ったところですね、考えていく必要もあるかというふうに考えております。

そういったスケジューリングということで御理解いただければ幸いなんですけれども、実際にいたしましては、共同事業体が立ち上がってから、そこから町と民間事業者とですね、いわゆるパートナー企業と協議をしながら絵を描いていくというスキームでございます。ですので、現段階では町が提示しているものはあくまでも想定にすぎないということで御理解いただければ幸いです。

実働は共同事業体が行いますので、詳細は実行段階に移ってからということになるかと思えます。なおかつ、可能な限りですね、そういうのをオープンとか可能なものにつきましては、順次前倒しということも十分検討できるかと思っておりますので、そういったところも含みおきながら御理解頂戴できればというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

町民の方々がですね、あそこはどげなふうになっつつやっか、いつ頃でくんねとか、いろいろ聞かれるので、住民の関心があつてですね、そこら辺は期待をされている方が多いのではないかと。それからですね、今までの発注方式、性能発注ということで、町が思っているよりも、民間が考える、よりよいものが出てくるのかなと期待しております。

そこでですね、詳細は事業者が決まらなとそこら辺は出てこないということで理解しとってよろしいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

町民の皆様の期待の大きさかというふうに思っております。その御期待に沿えるように我々も邁進していきたいというふうに考えております。

それで、先ほど申し上げられた性能発注に関してなんですけど、基本的にはそういった形で発注するということになっております。事業がさほど変わらないといいましょうか、L A B V方式を軸に、P F I方式の余地も残しつつ今やっているという状況でございますので、そのところは御理解頂戴できればというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

事業者が決まらなと詳細は言われなというこで理解してよろしいですか。はい、分かりました。

そしたら、事業者選定はどのように今後行われるのか、お知らせください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

事業者選定というよりも、パートナー企業を選定していくということであります。ですの、官と民が共同してつくる、今度会社がございます。その会社に上峰町は不動産を出資して、民間事業者は現金を出資すると。そこで共同事業体と言われる会社をつくるわけですね。その共同事業体をつくるのに出資するパートナーを今募集要項で出しているというところでは。ですの、実働するのは町と、その民間パートナーの事業者が、何社になるか分かりませんけれども、その事業者さんたちが共同して運営する会社、そこでつくるということ御理解いただければ幸いかというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

ちょっと理解できない。何か数社の企業がこういった計画がありますよではなくて、手を挙げたのは全部含んでパートナーということではよろしいですか。ちょっと全く理解ができませんので、よろしく願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

手を挙げたところが全てオーケーということではなくて、これも一応選考基準というものがございますので、その選考基準に沿ったところで選考させていただきたいというふうに思っております。それに基づいたところでパートナー企業というものを選定させていただいてですね、その選定されたパートナー企業さんと町が共同で出資をして会社をつくるということでは。ですの、今そのパートナーとなる相手方を探しているということ御理解いただければ幸いでは。以上です。

○9番（寺崎太彦君）

今回、LABV方式は日本で初めてということでは、大変ではございましょうけれども、町民の期待も高いので、一日でも早く計画発表して、一日でも早くオープンできるように努力してください。今、周辺の人はかなり困っているという話も聞きますのでですね、ぜひとも努力してください。

以上で私の質問は終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

9番寺崎太彦君の質問が全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩します。休憩。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

6 番原田希君からよろしくお願いします。

○6 番（原田 希君）

皆さんこんにちは。6 番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回大きく3項目で質問をさせていただきます。

質問事項1、中心市街地活性化事業についてということで、これについては、私、毎議会質問をさせていただいていますし、昨日、今日、同僚議員のほうからも質問がございました。現在の進捗、今後のスケジュールということで要旨として出していますが、これまで毎回させていただいておりましたが、なかなか具体的な進捗というのがはっきりとした形で見えない、見えづらいやり取りをさせていただいてきました。答弁から察して、ああ、こうなんだろうなというような感触を持って進捗ということで理解をしてきたんですが、今回、昨日、今日と同僚議員の質問の答弁で、今回は大きく目に見える形での進捗があったんじゃないかというふうに感じたところでございます。要旨の1、現在の進捗は、要旨2、今後のスケジュールはということで、同僚議員とも質問重複しておりますが、再度答弁をいただければというふうに思っております。

質問事項の2、教育行政についてということで、これについても、昨日、今日、同僚議員と重複をしておりますが、要旨の1、新型コロナウイルス感染防止対策として、臨時休業措置が取られたが、このための学習の遅れを取り戻す取り組みの内容はということで質問をさせていただきます。ここに関しては、不足する授業の授業時間、日数というのをまずもってちょっとお聞きしたいと思いましたが、これも昨日、今日と回答があっていましたが、再度の答弁をいただければというふうに思っております。

それから、要旨の2、小・中学校での感染防止対策はということで質問をさせていただきます。

それから、質問事項3、成人年齢の引き下げについてということで、要旨の1、民法改正

により、2022年4月1日からだったと思いますが、18才へと成人年齢が引き下げられるが、これにともなう町成人式の対応はということで、これについては3月議会予算委員会の中でも質問をさせていただいております。近隣の状況を確認して町としての方針をきちっと出すべきではないかということでお話をさせていただきました。対象になる子供たち、それから、保護者の皆さんは、もう18歳へ引き下げられると18歳から成人式に出席というか、出なくてはならない、上峰町はそういう決定をされたというふうに思われているようでございます。

ただしかし、予算委員会の中ではそういう決定はしておりませんということでしたので、再度、そうであれば早めに、もう皆さんそういうふうに思われている方はたくさんいらっしゃると思いますので、私もよそはこうなのになんでうちだけこうなんだというようなお話を多く聞いておりますので、早めに決定をして、そこを周知していくことは必要なんじゃないかというふうに思っておりますので、今回質問として出させていただきます。

以上、大きく3点質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、現在の進捗はということで執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員からの質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をさせていただきます。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

4月1日に実施方針を公表しており、昨日、募集要項を公表いたしました。実施方針公表後、国内初のLABVスキームを掲げていたこともあり、マスコミや意欲がある企業からの問い合わせもあり反響も大きく、全国的にも注目されている事業であると感じております。現在のところ、実施方針に示したスケジュールどおりに進捗がなされております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

先ほども同僚議員からありましたけど、まずもってちょっと確認をさせていただきたいのは、ちょっと先ほどのやり取りで分かりづかった部分もありましたので、まず確認をしたいのは、昨日からの答弁、それから、昨日公表された募集要項を私も見せていただきました。ちょっと時間がなくてあまり隅々まで見てませんが、そこを踏まえて、今回、中心市街地活性化事業についてはLABV方式で決定したということでよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

昨日公表いたしました募集要項につきましては、LABVスキームによる募集要項という形でよろしゅうございます。そして、決定したのかということですが、LABV方式

を軸とするということで、今回、一旦こちらで想定している全てのプロジェクトに関しまして包含した形でL A B Vスキームに寄せたところで公表を差し上げているという状況でございます。

ただ、今後の募集の状況であったり、その中でパートナー候補事業者さんとお話する中で、場合によってはP F I のほうにくみするプロジェクトが中にはあるかもしれません。全ての事業がL A B V方式で吸収されるということであれば、L A B V方式で全ていくということで可能かと思われませんが、もしそういう残存するようなプロジェクトがあった場合にはP F I 方式を選択する余地を残しておくということで今のところ考えているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

中心市街地活性化事業についてはL A B V方式でいくと。ただし、そのプロジェクトによってはP F I でやったほうが良いと判断される場合も想定できるので、大枠L A B Vでいくけれども、P F I の余地を残すということで理解をしました。それが先ほどの同僚議員とのやり取りだったかというふうに思います。

これまでその中心市街地活性化事業についてはP F I ということで進んでいながら、最終的にはそのP F I とL A B Vの両にらみでということで実施方針も両方出されてということでございます。昨日、募集要項を見させていただいて、そのL A B V方式を採用して実施することが適切であると判断したためということで、先ほどの答弁ともつながってくるかと思うんですが、最終的に大枠このL A B Vに決定したという、その理由は何か。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

L A B Vのほうを軸にする理由ということかというふうにお見受けいたします。

昨日、公表しました事業者募集要項というのはL A B Vスキームでございます。国内初の事例ということもございまして、実施方針後、各事業者から様々な反応をいただいております。具体的な関与の仕方であったり、スキームの詳細についての問合せというのも多くございました。P F I スキームの場合におきましては、各参加事業の連合体を一旦つくった上で、そこでどういう規模のどういった内容でという形で、一旦整理した形で実施して募集するという形になります。L A B Vスキームは先に事業の先行を担います共同事業体というものの器を形成して事業パートナーが町と共同で内容や規模を描いていくというようなものになっていきます。こういった違いを今事業者さんたちが大分、国内初事例とはいえども、今大分、理解をしてきているところでございます。

そこで、公民共同で、あるいは公民連携で描くまちづくりということになります。ですので、各参加する事業者様におかれましても企業利益というものの、これが社会貢献で企業利益を図られるという企業体さんが今非常に多くございまして、そういうものに公民連携のくみ

しやすい形、しかも、自分たちが参画した形で一緒に絵を描く、それが自分たちが描く社会貢献に合致しやすいスキームということでくみしやすいという意見がなされております。そういった観点からはL A B Vを軸といたしまして部分的にP F Iを選択する余地を残しつつ対応していくほうがベターであろうと、こういうことがまずそちらのほうに軸足を移した理由というふうに考えていただければ幸いです。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

先ほど室長からは事業者の視点でL A B VとP F Iの違いを分かりやすく説明させていただきましたが、我々としましては、現物出資を担保に民間金融機関が融資しやすいということとか、行政不動産のほうが価値が高いわけですね、このS P Cで持つ民間よりも、L A B Vの中には行政が入りますので、しかも、資産という形でその計上がなされますので、行政不動産のほうが価値が高い、すなわちこの不動産の見せ方、有効活用が可能になるというところが行政側から見た視点で非常に違うのかなというふうに考えているところでございます。

○6番（原田 希君）

企業側、それから行政側、室長、町長の答弁をいただきました。以前に室長の答弁を受けてなんですけど、企業としても社会貢献できるというふうなお話がありました。そういう趣旨でいくと、特に町内事業者の皆さんに関してはぜひ私は参加していただきたいなという、手を挙げていただきたいなというふうに思うところでございますが、以前いただいた全協の折の3月31日の資料によりますと、当面のスケジュールの中に地元事業者勉強会ヒアリングということでスケジュールとして組み込まれていますが、これは実際やられたと思うんですが、どういう形でどのぐらいの規模でやられたか、そして、どういう反応があったか、今回意欲を持たれている事業者さんがいらっしゃるのか、そのあたりお伺いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

地元事業者向けの勉強会のことについてのお問合せかというふうに思います。

実施した当時、コロナウイルス状況下ではございましたが、ウイルス対策を万全に整えた上で実施方針公表後に3回ほど実施をさせていただいております。参加事業者は27事業者でございました。そして、公民連携思想の理解が町内事業者の中にもある程度深まったんじゃないかなというふうに思っております。

今後も、そういった勉強会の機会というのはまた設けていこうというふうには思っておりますので、その際にはまた地元の事業者さんにもいろいろお声かけしようとは思っております。そこで一定の意欲を見せられる事業者さんもおられました。ですので、そういった方々が参加していただければ、まさにまちづくりにふさわしい事業になっていくんじゃないのかなというふうに思っております。

私どもも地元からの参加というのは強く希望するところでございますので、今後もいろいろな形で地元の事業者様方にはいろいろな折に触れて御説明の機会を持たせていただこうというふうに思っているところです。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

ぜひそういった形で地元の皆さんはじめ、一体となって進んでいければというふうに思っております。

今回、昨日の時点で募集要項が公表されて、ちょっと私が確認したのが大分遅かったものですから、いつもと同じ感じでのちょっと今回質問の準備しかしておらず、あんまり詳しいやり取りができないので、ちょっと残念で申し訳ないなと思いながら、ちょっと私も残念なんですけど、1点、その募集要項にいろんな添付資料がついておりました。その中で開発事業水準一覧というのがございました。これまでPFI方式でのやり取りをずっとさせていただいた中で、実際の持たせる機能なり、具体的なことを、同僚議員の皆さんもそうですが、一体何ができるんだみたいな質問の中で、詳細はその事業者、優先事業契約者が決まらなと詳細が公表できないと、PFI、このやり方でいくとそうなんだということでしたが、今回、その開発事業水準一覧ということで出ておりました。中身を見ると、ある程度、機能の大まかな規模感だったりとか、それに付随した町民の皆さんの声なんかも載せられて、非常に分かりやすいなと思ったところなんですけど、これまで言われていた対話の中で、要求水準書を基にということ言われてた要求水準書、この中身も言えないということで進んできたんですけど、今回出されているこの開発事業水準の一覧というのがその要求水準書ということで理解してよろしいかどうか、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

本事業におきましては、PFI法の適用がないというところでございますので、実質的にいう要求水準書とは厳密にいうと違うんですけども、近しいものというふうに御理解いただければ幸いかというふうに思います。

以上です。

○6番（原田 希君）

この方式の違いということで、そういった資料も公表できるということでございました。これまでのやり取りなりを考えると、大分今回ですね、方式も決まり、進捗を、目に見えての進捗を見たなというふうに感じておりますので、今後は行政がやるよりもPFI、PFIよりもLABVのほうがスピーディーにいけるというような話も伺っておりますので、ぜひ、いつも言っています期間にとらわれてそこだけで進んではいけない、内容が重要だけど、あのまま空洞化を長期化させるわけにもいかないということで思っていますので、今後どんどん進んでいくことを期待しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

この項はこれで終わります。次へ進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後のスケジュールはということで執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいと思います。

募集要項の公表を行った後になります、パートナー事業者の公募及び事業者選考という形になります。年末頃には選考をしようとしたパートナー事業者と共同開発協定を行いまして、その後、本町からは不動産を、パートナー事業者からは現金を出資することによりましてLLCを設立いたします。そして、そのLLCが事業の受皿としての実行機能を担っていくことになります。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

これまでも同僚議員の皆さんからも進捗ということで、毎回、毎回、毎回ですね、質問が出ておりました。その中で遅れているんじゃないかというような話もありましたが、結果、その追加部分もありまして当初の予定からはちょっとずれてしまっている、そこはしょうがないかなというふうに思いますが、ここでは1点だけ、今後さらに追加というようなことがないかどうか、これはちょっと、そうなれば大分時期がずれてしまうというふうになりますので、ぜひそこははっきりとここでお答えいただければなというふうに思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私どもとしては、これでもう進めたいというふうに考えておりますので、これ以上の追加というのは考えてございません。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、これまで何かやり取りの中でももやもやしたような感じで進んできたところが目に見える、最初にも言ひましたが、目に見える形で實際進捗が現れてきたと。今後やっぱりここを一気に加速させてですね、町民の皆さん、それから行政の皆さん、我々議会もしっかりと協力をしていきたいというふうに思ひますので、完成に向けての町長の意気込みを一言いただひて、この項を終わらせていただひたいと思ひます。

○町長（武廣勇平君）

昨年の12月議会で継続費を頂きながらL A B Vを新たに検討し、ようやくこの募集要項のホームページ公開というところまで至りました。随分この間、体育館、武道館、プール等の議論があったり、コロナ禍でスケジュールに遅滞を招いたこと、大変申し訳なく思っております。

今後、先ほど御指摘いただきましたように、速やかに、なるべく、なるはやで進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、教育行政について、質問要旨の1番、新型コロナウイルス感染防止対策として、臨時休業措置がとられたが、このための学習の遅れを取り戻す取り組みの内容は、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

原田議員の質問事項2、教育行政について、質問要旨1に関してお答えいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

今年度4月以降、上峰小・中学校の臨時休業は24日間であり、授業の欠課時間は卒業学年の小学6年と中学3年は約120時間、卒業学年以外の小学2年から中学2年は約120時間、小学1年は約90時間です。

授業時数の回復の具体策につきましては、まず、小学校は3つ手だてを取ります。1つ目の手だては、夏季休業を序盤11日間と終盤8日間の合計19日間短縮し、8月1日から8月23日とします。2番目の手だてといたしまして、水曜日は先生方の打合せや会議、研修等のため、通常5時間授業となっていますが、これを6時間授業にします。3番目の手だてといたしましては、土曜日を開校日として3時間の授業を行います。これらにより9月までには101時間の授業回復が行え、約84%の時数が確保できます。

次に、中学校も3つ手だてを取ります。1番目の手だてといたしましては、夏季休業序盤18日間と終盤8日間の合計26日間短縮し、8月8日から8月23日とします。2番目の手だてとしまして総合的な学習の時間は2学期にまとめ取りをする計画とし、1学期にはその分、教科授業に充てます。3番目の手だてといたしましては、多くの時間を要する成績評価を3期制から2期制へ移行し、年間授業数を増やします。これらにより中学校はほぼ100%の授業時数の回復ができます。

5月19日付、文部科学省の「学びの保障」の方向性などについての通知では、卒業学年は令和2年度中に学習の遅れを回復、卒業学年以外は令和2から3年度での回復となっており、欠課時数よりも学習内容を充実するとあります。各学年におきましては、授業欠課時数の回復と同時に、先生方が学年や教科部会を通して学習内容の精査、組合せ等の工夫、研究を効

果的に行うよう指導、支援してまいりたいと考えています。

学習の遅れの回復につきましては、新型コロナウイルスの第2波を想定しますと少しでも早く取り組み、遅れを取り戻すよう気持ちがはやりませんが、児童・生徒の過重負担にならないよう留意をしながら、バランスよく取り組んでいくよう学校と連携してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

まず、夏休みがちょっと減る、短縮されるということでございますので、その暑さの対策ということで、これまでエアコンの更新等は議会側からも都度、要望というか、いうことをやられて更新をされてきてますが、ここについて、エアコンについてちょっと再度確認をさせていただきますが、小・中学校のエアコンは全て大丈夫であるかどうかをお願いします。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

小学校のエアコン、空冷工事の、空調工事の最後となっておりますのが、今年度補正予算で、補正予算平成元年度繰越事業、繰越補正予算のほうで上げております空冷工事、空調工事のほうが最後となっております。校長室、放送室、職員室、保健室、こちらの工事で最後となっております。

中学校の工事のほうは終わっているかと認識しております。

以上です。

○6番（原田 希君）

教室自体は今の答弁ではもう大丈夫みたいなようですが、最後のその補正で組まれた分に関しても、既にもう30度を超えるような暑い日が今でもありますので、ぜひここに関しては早急に対応していただいて、子供たちばかりじゃなく、今大人もマスクした中でのそういった環境にいれば当然熱中症にかかるリスクは高まりますので、ぜひ早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、授業、休業によつての不足分の解消ということで、小学校、中学校、3つの取組ということで上げていただきました。それを踏まえて、中学校ではほぼ100%回復といいますか、その不足分を取り戻せるということでございます。小学校では9月まででしたかね、84%ということでした。9月までに84%ということで、このままいけば年度中には小学校も100%回復できるのかなというふうに思いますが、そういった理解でよいのか。万が一足らない分、積み残しがあれば、先ほども文科省のお話がありましたように、令和3年度に繰り越してのそういった補習といいますか、という対応になるのかどうか、そこら辺を詳しく、もう少し詳しく教えてください。

○教育長（野口敏雄君）

原田希議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、5月14日からの学校再開に向けて、4月から欠課した時数をどうやって取り戻すのか、もちろん、先ほど来、答弁でも言っておりますように、時数の回復もさることながら問題は中身の回復になりますので、時間数を回復することと中身を、先ほど言いましたが、先生方は学年部会とか教科部会を開いて学習指導要領の中身を、文科省からの参考資料を基にして、あるところでは学習の内容を精査したり、あるいは統合して一つの単元をつくったりとかいうようなことで、本来、例えばですけど、年間1,000時間必要だったとした場合に900時間ぐらいでもできそうなどという学習内容を考えたりもしているわけですね。先生方には地域や県レベルでも教科等部会等がありますから、そういったところでもそういった研究が今進んでいるということをまずもって御報告しておきたいと思います。

そのときに、時数を確保するために、上峰町の場合のこの夏休みの短縮等の方針決定したのは近隣の市町に比べるとちょっと遅かったんですね。私は早くする必要もないというふうに思っていたので、じっくりと学校側と相談して、学校でも計画を立ててやっていただいたところでした。その中で、夏休み期間を短縮するに当たっては、学校側も過去5年から6年の気温の調査を統計取って、そうしましたところ本町における調査の結果では、8月の第1週がやはり気温が一番高かったみたいなんですね。ただ、一方では8月の第1週は短縮にかけたいという思いもありました。そうなりますと、そういったところから小学校と中学校と上峰の場合は夏休みの期間を違ってやったというところの理由にもなっているわけなんです。

結果、先ほど3つずつの手だてを取るということを報告しましたが、小学校の場合は84%でした。できれば100ということも考えたわけですが、先ほど別の議員さんにもお答えしたように、はやる気持ちとですね、やはり子供たちを軸に置いて、しっかりと一人一人にきめ細やかな指導しながら、積み残しといいますか、そういったことをしないように指導していくということを主眼に置いてやるということで、9月まで84%の中身でいけば十分であると、9月の段階で小、中ともに一回その精査をして進捗状況を確認して、時間数をクリアすればいいという問題じゃありませんので、中身的にも確認をさせていただいて、で、残りの2学期間、じゃ、どうするのか、水曜日の6時間授業であるとか土曜日の開校日であるとか、あるいは冬季休業も曜日との絡みもあって短縮する可能性はあるもんですから、その辺も次の第2弾の手だてを考えていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、これも先ほど申しましたように、今年度からは指導主事2名体制になりましたので、小・中学校それぞれに先生方の相談に応じながら進捗状況をきちんとやっていきたい。あくまでも子供の学びのスピード、理解度を大事にしながら進めていきたいと思っているところでございます。

○6番（原田 希君）

答弁をいただきまして、昨日からの同僚議員の皆さんも内容を重視せよと、その時間だけ

にとらわれずというお話もあっておりました。私も当然そういった意見を持っているところでございます。

で、先週ですか、中学校3年生の生徒さんと話す機会が、そうたくさんの方じゃないですけど、一人の生徒の方とお話ししたときに、何のテストかちょっとはっきり聞いてないですけど、学力テストみたいなテストの結果が自分が思っていた以上に悪かったということで、結構落ち込んでいまして、それはただこういう状況だから、あなただけでは当然ないだろうし、周りのみんなもそうだし、全国みんなそうじゃないかというような話もさせていただいたんですが、それを分かった上で物すごく落ち込んでいて、大丈夫かなと思ったところもありました。

そういう意味では、特に、今説明いただきまして、先生方も教育委員会の皆さんもいろいろ考えてきめ細かな対応をさせていただいているというのは十分理解をしたところでございますが、そういう実際の生徒さんの姿を見たので、非常に心配するのが、特に先ほど、先ほどといいますか、最終、卒業学年の小学校6年生なり中学校3年生なり、また、中学校3年生はこれから受験ということもありますし、その受験の方法もさっきちょっと変わるような話も出てましたが、しょうがないんですけど、そこで自信をなくしてしまって、この先ずっと、もしかしたら次の日元気になっているかもしれませんが、この先ずっと自信を失ったまま高校へ行ってしまうように、そのあたりのケアもしっかりやっていただきたいなというふうに思ったところでした。

そういう意味でいろいろ考えていると、例えば、これもちょっとさっき話が出たんですけど、例えば、町費単独でも小学校6年生、中学校3年生、先ほど教育長さんが言われました支援学級なんか、特に力を入れて町費単独でもそこに加配で先生を増員していただいているということもちょっとここでお話しさせていただこうかなというふうに思っていたんですが、先ほどの教育長の話だと、先生方としてはスクールサポーターということで、どちらかというところのほうがいいというお話でした。ちょっと初めてそのスクールサポーターというのを私聞きましたので、ぜひよければその説明をもう少し詳しくお願いできればと思います。

○教育長（野口敏雄君）

原田議員からの御質問にお答えしたいと思います。

先ほどもちょっと紹介しました文部科学省が出しております「学びの保障」総合対策パッケージの中に、人的な支援と物的な支援もあります。全部が今、全国に調査がかかっているわけではないんですけども、かかっている分から御紹介しますと、人的な体制の整備ということで、教員の加配も全国には3,100名ということで打ち出されています。おおむね佐賀県の場合はいろんなものの割当てというところはおかしいんですが、考えてみますと大体100分の1ぐらいが佐賀に来るのかなという見込みはあるんですけども、そうしますと3,100人です

から30名程度、それから、学習指導員として6万1,000人ほど組んではおられるんです。しかし、これぐらいになってくると実際に授業をしますので、教員免許が必要であったり、あるいは免許が仮になかったにしても、先生方とTTで組んでやるという場合にはある程度の指導力が必要になってきます。

学校側に御相談をしたときに率直な御意見として、佐賀県内の教職員も本務者ばかりじゃなくて、これはいつかの会議のときにお話ししたかと思うんですが、例えば、産休、育休でお休みの先生の代替の先生であるとか、あるいは欠員といいまして本務者が入っていないところに臨時の先生が入るとかというようなことで、臨時採用の先生方は年々増えている状況もありまして、なかなかそこを埋めるのも難しいぐらい教員希望の方々を探すのは大変だという、そういう状況もあります。その影響を受けて、本町でも町費の講師の先生を小、中2人ずつ配置してもらっていますが、探すのはなかなか大変ということもあります。この時期に、もう今は大体ほぼ埋まっているんですよね、この時期に新たにそういった人材を探すとなると、かなり厳しいところが出てきます。

7月の終わりに教員採用試験があります。8月の第1週にその結果が、1次の発表があります。仮にそこで失敗した、駄目だった方々が講師として雇えるという可能性はあるんですが、それ以外でそういう指導力のある方とか教員免許を持った方々をどれぐらい探せるかというのはちょっと不確かなところもあったりするんですね。そういうところも含めて、現場の先生方は子供たちの指導の面については自分たちが責任を持って頑張ってやると。で、そのほかの指導以外のところでの手が非常に今かかっている。それが毎日子供たちが帰った後に教室の中、机であるとか、椅子であるとか、ドアノブであるとか、子供たちが触ったと思われるところを全部アルコール消毒を毎日していってらっしゃいます。これをできたら日に2回ぐらいしたいということをおっしゃっていらっしゃいます。

それから、子供たちが来たときにはマスクの着用の指導であるとか、こういった場合は外していいですよという低学年や中学年に対する関わりであるとか、そういう教科指導以外の面での子供たちとの関わり、作業、そういったところでの手がやっぱり欲しいということで、スクールサポートスタッフ、これはもう資格等は必要ありません。それから、時間も市町で組んでいいということになっていますので、言うならばフルタイムで1日来ていただかなくても、時間刻みで来ていただくということも可能になってまいりますので、そういった意味では即戦力となるような方々をお願いできるんじゃないかということもありまして、これを御希望されたというところでございます。ですから、ある意味、指導の面については、特に卒業学年については今年度で遅れを取り戻すということになっていますから、気も焦るところもあるわけですが、上峰の小・中学校の先生方はそちらはもう任せてくださいというようなことでございますので、御希望に沿った要求をしていきたいというふうに思っているところでございます。

このスクールサポートスタッフというのは、先ほど言いましたように、教科指導とかをしなくて、いろんな作業、プリントの配布であるとか、そういったのも含めてできますので、そういった意味では、学校のほうで先生方がこの方々と連携していけば、授業とか子供たちのかかわりに集中できるというところになるんじゃないかと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩します。休憩。

午前11時59分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

教育行政について、質問要旨の1番、原田議員のほうから質疑をよろしくお願いします。

○6番（原田 希君）

先週、中学校の生徒さんと話した内容を受けて、私のほうから町費を使ってでも加配というふうな話もさせていただいたんですが、これに関してはですね、当然教育長をはじめ、教育委員会の皆さん、それから、教職員の先生方のほうがふだんから生徒さんの様子、生徒・児童の皆さんの様子は毎日接していращやるわけですから当然私よりも詳細に把握されているというふうに思っていますので、そういったきめ細やかな対応をやっていただきたいという程度のお願いというふうに捉えていただければなというふうに思いますし、そういった対応をするにも予算等もかかってくるかと思いますので、そこら辺の対応については町長とも相談をしながら、ぜひ進めていただけたらなというふうに思っております。

それからもう一点だけ、この項に関してですけど、学習の遅れを取り戻すということで、今回、コロナ禍においてですね、上峰町ではオンラインの授業のシステムというのが構築されました。基本的に臨時休業、休業の場合に使うということなのかなというふうに思うんですが、せっかくできたそういったシステムなので、できればそういった遅れを取り戻すというような意味でも使っていけないのかというふうに思うんですが、その点お考えはいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

原田議員より学習の遅れをオンライン授業でできないかという、補填できないかという御質疑だったと思います。

私ども、5月16日に中学校のほうでオンライン授業の構築の学習のデモというか、お披露目をいたしました。そのとき実際のところ、オンラインの授業自体を、対面というか、子供の顔を見ながら授業ができたということ自体は成果だったと思います。一家庭に1つの、1台のタブレット端末、Wi-Fiルーター、そういった整備を行いまして、学習はできるかなというところまでは構築できております。

ただし、先生方ともちょっとお話をしている中で、どうしても対面でお話しして、例えば、質問とかそういったところのサポートですね、実際どこをどうというところの質疑とか、そういった部分のところのきめ細やかさの部分のところでは対面にはかわないという部分のところがありまして、今通常ではですね、通常の授業ではこちらのほうが理にかなっているかなと、オンライン授業よりも。これから第2波、第3波とコロナ禍になる可能性がありますので、そういった部分のところで、今の構築された分のところをそのまま維持していきたいと。それとあと、不登校の子とか、そういった子たちに対するケアとか、そういった部分のところではオンライン授業というのはできるのかなということを考えているところです。

以上です。

○教育長（野口敏雄君）

私からも御答弁させていただきたいと思います。

基本、今、中島事務局長が言ったとおりなんです、学習の遅れを取り戻すために活用できないかということ、これは学校の先生方にも一応検討していただきました。そうしましたところ、今も出てきたわけですが、端的ですね、やはり対面式での授業に比べると効率がよくない、進度も遅くなるし、一人一人の子供たちの状況、理解度、そういったものを把握するにしても手間がかかるというのが率直な御印象でした。というのは、議員も御覧になったと思うんですけども、大体20名以下の少人数の指導であれば一括して子供たちの画面が出て、表情も見ながらやれるんですけれども、三十数名の中学校の場合は生徒数おりますので、スクロールしないと子供の表情とかが見れないわけですね。そうしますと、授業を進めていく指導者1名と、生徒の反応を見たり、指名したり、課題を個別に与えたりする者と、TTでやるような形であればまだいいんですけども、そういった意味でも効率的にちょっとよくないというようなのが印象としてありました。

ただ、もう一つは、学校の中で3密を避けるために、もしスペースがあれば2教室に子供たちを分けて、そこでオンラインを使ってやっていくということも考えられるわけですが、実際にそういったことをやっている市もありますけれども、そこでも教師が必ず複数はいると。いない場合は片方の教室では自習を何十分間かせせとかないかんというようなこともあって、やはり対面式での一斉授業に比べると効率的にはよくないということもあって、学

習の遅れを取り戻すためには今のところちょっと活用は見いだせていないというふうな状況であります。

それ以外のところでの活用の仕方はいろいろと範囲が今広がってきていますので、不登校の話とかありましたし、授業のみならず集会的なものをオンラインでやるとかいうふうなことも始まってきてますので、学校の工夫をまたしばらく見守っていきたいと思っているところでございます。

○6番（原田 希君）

せっかく整備をされていますので、その遅れを取り戻すというところではちょっとなかなか難しいというところは理解をしますが、ぜひ不登校の児童・生徒に対するこのシステムの利用というのは積極的にやっていただきたいというのと、臨時休業になった場合、また活用できるということですが、コロナでいえば第2波、第3波が今後来るかどうか誰にも分からないんですが、それがまた例えば1年後来たりとか、コロナじゃなくても違う形での臨時休業が2年後にあるかも分からない。そういったことを考えると、そういう場合に、ああ、あれがあった、じゃ、使おうというふうに当然使えませんよね。であれば、何でもそうですが、災害対応でもそうですけど、訓練が必要ですよね。

そういった意味でも、やっぱり毎日じゃなくても定期的にそういったシステムを使って準備をしていくということも必要でしょうし、せっかく整備をしていますから、これを使ってですね、新しい学校教育の在り方を研究していくということも必要かというふうに思いますので、そういった視点での活用を今後研究していただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

原田議員のオンラインシステムを構築した、それに対して今後活用等という部分のところかと思います。

実際、今、全校朝会とか生活集会とか、そういった部分のところでオンラインのほうで校長先生のお話等は各教室のほうで行っているところです。今後、そういったデモ的なものとか、そういったものはできてくるのかなと思っているところです。

それとあと、今後、今、議会の全員協議会のほうで御説明しましたとおり、GIGAスクール、1人1台の端末と通信環境の整備等をやっていきたいと思っておりますので、第2波、第3波等来た場合、有事の場合にも備えて、そういったものそろえていきたいとは考えているところです。

以上です。

○6番（原田 希君）

今、事務局長のほうから答弁いただきましたが、今の問いに対して教育長、町長からもぜひ考えを聞かせていただければというふうに思います。

○教育長（野口敏雄君）

ハード面の準備ということも今回必要だということも実感いたしました。したがって、先ほど事務局長がお答えしましたように、GIGAスクール構想に本町でも希望してハード面の整備を進めていきたいというのが一つでございます。

それから、今回、オンラインの授業を構築するに当たりましては、御家庭の御理解と御協力なしでは進められないということを実感いたしました。それは通信環境というのは、端末もそうなんですけども、通信環境というのは各家庭によって設定の仕方も違いますし、学習のために設定していらっしゃるというところはほとんどないわけですね、それを学習に使わせていただくという、そういう御理解、御協力も保護者の方々に得なくちゃいけなかったと。これは毎年度しないと、児童・生徒もそうですし、保護者も変わりますので、継続的にしていかななくちゃいけないというふうには思いました。

それから、教員のオンライン授業を行うに当たってのスキルももっともっと高めないといけないということもあります。先ほど言われたように、1回立ち上がったからそれで終わらだど、だんだんそのスキルも低下していきますし、これでもう十分だということまではまだ至っていないというのは現在の先生方が自覚していらっしゃるようです。先生方によっても得手不得手がありますので、チームでやる場合には、ある方は授業を進める、ある方は機材の操作に当たるとかというようなことで、今役割分担をしながらやっているわけですが、全員がどちらの役割になってもいいように、やはりこれからもっともっとスキルを高めていかななくちゃいけないということでは、ハード面の整備とともに並行してやっていかななくちゃいけないことだと思っています。そうすることによって、今後の将来的な教育の在り方の幅が広がってくるというふうに思うわけですね。端的、これまで学校の先生の中ではパソコンを扱うということもあまり得意ではなくて、できれば昔ながらの言葉による授業で進めたいと思っていた先生方も、今回の事態に遭遇してどうしてもやっぱり使わざるを得なくなったというような思いを持たれて、前向きに今、自己研さんに努めようと思っていられる先生方が多いので、この機を生かして上峰町の先生方については資質と指導力を高めていただくということで、ぜひ進めていきたいと思っているところでございます。

○町長（武廣勇平君）

学校の先生のリテラシーについては、これからも同じような議論が続くんだろうなとずっと思っていますし、議員がおっしゃることが正しいんだと思うんですね。やはり整備して、そういう環境を整えた、土曜日にでも午前中使って本来は遅れを取り戻すという社会問題の解決にもなると思いますけれども、私も同じようなオーダーをしましたが、やはり基本的にはまず子供たちのリズムを、生活リズムを整えるという意味で通常学級に戻すというような流れにあるようでございますので、そこを尊重しながらですね、私も議員と同じ視点で、この環境をせっかく構築したわけですから、しっかりと活用できるような場面がないか、総合

教育会議等でお伺いをしていきたいというふうに思っています。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次へ進みます。

質問要旨の2番、小・中学校での感染防止対策は、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

原田議員の質問事項2、教育行政について、質問要旨2に関してお答えいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁になることをまずもって御容赦をお願いいたします。

上峰小・中学校では、5月21日付の文部科学省学校活動の再開等に関するQ&Aなどを基に、感染防止対策をしております。小学校では、まず、児童の感染防止対策として、校内のマスクの着用をはじめ、教室に入るとき、給食の前後、トイレ後などに手洗いを丁寧に行わせ、給食時は、配膳は1、2年生は先生が行い、全員前向きで食事をしています。また、児童は毎朝自宅で検温をして登校するようにしており、教室内では机と机の距離を取って学習しております。

次に、校内施設設備に関する感染防止対策として、先生方により教室や特別教室のドアノブなど共用部分、階段の手すり、水道の蛇口、トイレの出入口のアルコール消毒を児童下校後に行い、授業中は教室内の2方向の窓を開放して、常に換気を行っております。図書室も2方向の窓を開放して、常に換気を行い、さらに、利用前に必ず手を洗って、入り口と出口を分けて一方通行として、本の貸出し、返却を行っております。体育館等での全校朝会や集会は行わずに、オンライン放送により朝会や集会を実施しております。学校行事等で3密を避けることができない行事、授業参観、家庭訪問等は、中止や延期としております。

次に、教職員の感染防止対策として、職員は毎日検温後に出勤して、校内ではマスクを着用し、職員室内の先生方の執務机の上には飛沫感染防止のためにビニールシートのつい立てを設置しております。来校者の感染防止対策として、来校者は全て事務室前の正面玄関にて出入りを行うようにし、マスク着用、アルコール消毒の徹底を行っております。

中学校でも5月14日から学校再開により、小学校とほぼ同じ感染防止対策を行っております。独自として、毎朝校門付近で各学年の先生が挨拶とともに、自宅での検温の状況の確認やマスク持参の点検を行っております。また、授業中の学習活動で中学校では以前から学び合いの活動を取り入れ、生徒たちが相互に教え合っていました。が、密集、密接を避ける観点から現在中止しています。給食配膳については、セルフ方式で生徒が順番に間隔を取って行き、生徒は前向きで食べています。また、体育、音楽、技術、家庭科等、生徒の活動を伴う授業においては、換気や間隔を空ける等、感染防止を行っております。

以上で答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

この感染防止の対策については、同僚議員の質問もありましたし、私の先ほどの要旨の1番の中でも先生方の消毒とか、そういった放課後のお話も聞かせていただきました。しっかりとやっけていただいているなど率直に思うところでございます。引き続き、これを気を緩めることなくやっけていただきたいと同時に、やっぱり心配するのはよく言われるマスクをつけていることでの熱中症ですね。そういった意味でも、1番のほうでエアコンの関係もちよつと聞かせていただきましたが、そこにもしっかりと注意をしてやっけていただきたいと思います。

そこをちょつと小学校の学校だよりを見せていただいたら、校長先生はその辺も十分考えてやられているというのもを見せていただいたところですので、ここに関しては引き続き気を引き締めてやっけていただきたいというお願いで、終わらせていただきたいと思います。

次をお願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、成人年齢の引き下げについて、質問要旨の1番、民法改正により、2022年から18才へと成人年齢が引き下げられるが、これにともなう町成人式の対応は、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

皆さんこんにちは。

原田議員の質問事項3、成人年齢の引き下げについて、質問要旨1、民法改正により、2022年から18才へと成人年齢が引き下げられるが、これにともなう町成人式の対応はという御質問でございます。答弁いたします。

本町における成人式については、これまで1月の成人の日の前日に実施してきました。2022年4月1日に施行される民法改正に伴い、成年年齢が二十歳から18歳に引き下げられることとなります。この民法改正に伴い、2023年、令和5年1月の成人式開催につきましては、これまでどおり年度内に二十歳に達する人のみを対象とする二十歳の集いのような企画にするのか、または成人式として18歳から二十歳までの3学年同時開催にするのかなどを18歳の受験、就職準備等、時間的・経済的負担を考慮した上で、今後、当事者を含め、例えば、PTAや保護者など幅広く意見を聞く機会を設け、取り組んでまいりたいと考えています。

なお、以前、原田議員からアドバイスがありましたように、成人式の対象者の方については、1年前から着つけなどの予約、準備が必要であると聞いておりますので、成年年齢引下げ後の成人式対象者へは余裕を持って式典の1年半前のおおむね令和3年7月頃までに決定し、町の広報紙、ホームページなど、町の情報媒体を通じて十分な周知を設けたいと教育委員会事務局にて話し合ったところです。

なお、その後、コロナ禍により、現在、令和5年の成人式についての検討、話合いが中断しておりますが、本年9月頃を目途として、令和3年の成人式の主催者である新成人者にて

構成する成人式実行委員会を発足した上で、若い世代である実行委員の意見も参考にしながら、町、公民館とともに令和5年の成人式の対応についても取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

これについては、3月の予算委員会の折にお話をさせていただきました。決定はしていない、今の段階ではですね、どちらの対応でいくか決定していないということですが、そのときのお話をもう一回させてもらいますと、3学年同時でやった場合の対象となる保護者の方、複数の方からこの間ですね、なぜほかの市町は、今、課長がおっしゃいました二十歳式として、これまでどおりの対応するのに上峰だけ同時でやるのかというふうなお話を多くいただいております。そこで、いや、そんな話は決定してませんよと否定をしてきたんですが、いや、これはもう決まってるじゃないかみたいな話で、それが広がっているのが現状だというふうに思っておりますので、なるべく早く決めていただいて、そこをしっかりとアナウンスしていただくというのが必要かというふうに思っておりますので、そこをしっかりとよろしくお願ひしたいというふうに思いますので、教育長からも答弁いただければと思います。

○教育長（野口敏雄君）

これまで町、公民館、または町教育委員会としても公式に発表する、発表したという経緯はございませんし、もちろんその前提となる決定事項でもまだしておりませんので、今、原田議員おっしゃったように、そういううわさとして広がっているということは何らかの経緯があったんだろうとは思いますが、そこを掘り下げても先に進みませんので、改めて現時点での状況を広報したいというふうに思います。つまり、現時点ではまだ決まっておりませんよということ、そして、先ほど課長が答弁しましたように、来年の夏ぐらいまでには態度を決定してお知らせをしたいというふうに思っているようなことを公式な発表として、しておきたいというふうに思います。

で、中身につきましては、できるだけ早くということもあるわけですが、いろんな方々の、特に当事者である今からの成人を迎える方々、ですから、今の高校1年とか中学生とか、そういった当事者の方々、あるいはその保護者に当たる方々、あるいは先ほども出ましたが、ちょっと若手のいろんな方の御意見を聞きながら町としての対応を固めていきたいというふうに思っているところであります。

近隣のところでもまだ決定しているところはないというふうに聞いておりますし、ただ、他県になった場合には既に決めているところもあるようですが、私どもが把握している限りでは、やはり18歳の成人に引き下げられるということですが、そこでの変化というのは、選挙権がもらえることと、いろんな契約ができるということであって、社会的ないろいろな

決まり事といたしますか、ルールといたしますか、例えば、飲酒であるとか喫煙であるとか、そういったものも含めて社会的な責任を負うのはこれまでと同様、二十歳ということもありますので、現時点で決めている他県の状況を見ますと、やはり二十歳の集いということで進んでいるところが多いようでもありますけれども、そういったところも参考にしながら、上峰町として一番いいと思われるところを決定していきたいというふうに思っているところでございます。

○6番（原田 希君）

ぜひそういった形で広く意見を聞いた上での決定ということをお願いして、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

吉富隆議員お願いします。

○7番（吉富 隆君）

7番吉富でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいま議長のほうから質問の許可をいただきましたので、早速質問をさせていただきたいと思いますが、その前に、同僚議員から火災の件で私が住んでいる九丁分地区の話が出ました。大変御迷惑をかけたなと思っておりますと同時に、上峰町の消防団には敬意を表するところがございまして、80人を超えるような消防団がお集まりをいただきました。大変ありがたく感謝を申し上げまして、団長のところには御挨拶に行かさせていただきました。

あそこの問題につきましては、のらんかいバスの停留所でもございますし、ちょうどもう山のように茂っております、事件が起きらないとも限らない。2か月ほど前でしたか、6軒の空き家に泥棒が入ったと。捕まったようでございますが、そういった事件等々も含めたところで、あそこの問題については、議会が終了すると同時に、区長さん、評議員会をお願いをして、あそこの対策を練ってまいりたいというふうに思っております。もう三、四年も前になりますが、空き家対策の問題で私も行政のほうから随分とお願いございましたので、協力をしたけれども、なかなか解決に至らなかったということでございます。最近になって、あそこに住んでおられる次男坊さんが私のうちに見えて、何とか方法を考えてくれという相談も受けています。しかしながら、あそこのお母さんの名義になっていて、お母さんの名義、もう3年前にお亡くなりになられて、兄弟2人に問題等々が今度あるんで、そういった話も地区としてさせていただきたいなと。そういった事件、火災等がないようなことで前向きに検討させていただければなと思っておるところでございます。

さて、前置きはこの程度で、質問に移らさせていただきますが、大きく2点ほどに分けて質問をさせていただきます。

1点目につきましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合についてでございます。

この組合組織というのは、スタートは1市4町でございました。旧中原町、旧北茂安町、旧三根町が合併して、今現在は1市2町で管理をされているところでございます。そういった中で、これは大変苦い経験もしてまいりました。そういったことも踏まえて、後の分で御質問させていただきたいなと思っております。

要旨の1点目に、稼働期限、いつからいつまでということでお尋ねをさせていただきます。

それから、現在の町の負担金についてお願いをしておりますが、焼却施設とリサイクルプラザ施設に分けて金額等をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをさせていただきます。

それから2番目に、佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設及び関連についてお尋ねをさせていただきます。

まず、要旨の1点目につきましては、ごみ処理施設建設及び管理運営について、この方法等を詳しく御説明をいただければというふうに思っております。

それから要旨の2点目に、ごみ処理施設及びリサイクルプラザ建設についてでございますが、私がいろいろ情報がなかったもので、こういうふうな流れで議長のほうに通告したところでございますので、ごみ処理施設とリサイクルプラザについては、今のところ同じ敷地内にはできないということでお聞きをしておりますので、その旨、分けたところで若干質問をさせていただきたいというふうに思っております。

このごみ処理施設については、あと4年足らずですかね、4年足らずぐらいにはでき上がる可能性が大きいだろうというふうに思っております。また、リサイクルプラザ建設については、まだ協議中と、同僚議員からの質問のときにお聞きをしておりますので、そういったことについて、これは町の負担金というのは必ず増えるのではないかというふうに僕自身は思っておりますが、その点について、また詳しくお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

それから3番目、2市3町での広域処理によるコスト、メリットはどのようになっていくのか。計算はもうされているものと私は思っておりますので、お聞かせを願いたいというふうに思っております。

4番目に、令和2年5月19日の新聞等によれば、ごみ処理施設及び管理運営費について日立造船グループにより324億円で落札がなされておると報道されております。これは税抜きだということでございます。特に、この入札の方法を教えていただきたいというふうに思っております。

ほかに関連事項について、後でまた質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから5番目に、ごみの搬入路についてでございますが、例えば、上峰町はどの道を通って搬入してくださいという決まり事がまずあるかないのか、お尋ねをしたいというふう

に思っておりますと同時に、ここの建設の予定地につきましては、ハザードマップ5メートルということであれば、冠水する可能性はないだろうというふうに思います。しかしながら、搬入が大雨によって1日でも2日でもできなかったときの町の負担は、その負担が増えるのではないかと。その処理はどうするのかということが、もうそろそろ具体的になっているのではないかと。そう思ったことも分かる範囲内でお尋ねをさせていただきますが、まず、今、マスクをしながらの質問で、聞き取りづらい点があるので、マイクに近づいて大きな声で答弁をしていただければいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大きく2点、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、鳥栖・三養基西部環境施設組合について、質問要旨の1番、稼働期限（地元との協定及びリサイクルプラザ施設、焼却施設）について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様こんにちは。

私のほうからは、吉富議員の質問事項1、鳥栖・三養基西部環境施設組合について、要旨1、稼働期限（地元との協定及びリサイクルプラザ施設、焼却施設）についてという質問につきまして答弁いたします。

鳥栖・三養基西部環境施設組合と地元香田地区との間で締結された基本協定によりますと、鳥栖・三養基西部環境施設組合が設置する施設の設置期限は、使用開始から20年間とされており、稼働期限は令和6年3月までとなっております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

今、課長さんのほうから丁寧に御説明をいただきました。大変ありがたく感謝を申し上げます。令和6年の3月31日までということになっているということで間違いありません。はい、理解をいたしました。

先に進んでいただきたいと思います。これだけちょっと知りたかったのです。ありがとうございます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、現在の町の負担金について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

吉富議員の質問事項1、鳥栖・三養基西部環境施設組合について、要旨2、現在の町の負担金についてという質問につきまして答弁いたします。

令和2年度鳥栖・三養基西部環境施設組合市町負担金の合計は1,195,406千円でございます。このうち上峰町の負担額は129,858,732円でございます。内訳といたしましては、基金積立ての負担金7,775,460円と、管理運営負担金122,083,272円となっております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいま課長さんのほうから町の負担金が129,858,732円ということで御説明をいただきましたが、これは焼却炉だけの負担金ですか、リサイクルプラザはどうなっていますか。まず、それをお尋ねいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

先ほどの吉富議員からの御質問の管理運営費の負担金についての御質問でございますけれども、122,083,272円というのは、焼却炉とリサイクルプラザ合わせたところの運営負担金というふうになっております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

冒頭で課長さん、焼却炉施設とリサイクルプラザと負担金を分けてお願いしますということで僕はお願いしたつもりなんですから、先ほどもリサイクルプラザと分けてよという話。これはどうしても私が知りたいわけですね。先にこういう説明しとつてもいいけれども、ダブってきますので控えますが、129,000千円の中のリサイクルプラザは幾らなのかというお尋ねをしているんですけど。出せますか。

○住民課長（扇 智布由君）

失礼しました。負担金の件ですけれども、リサイクルプラザと焼却施設の負担金のほうが合わせて請求が参りますので、別に計算をしておらず、こちらのほうでお示しすることができます。申し訳ございません。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

課長さんね、それは答弁にならないよ。一緒に請求が来るからということなんでしょう。それはまずいよ。じゃ、今度新しく造るところ、リサイクルプラザは遅れるよ。一緒に来るの。来ないでしょう。そこの比較を僕は知りたいからお尋ねしているんですよ。出せるはずだ。いや、それはいかないよ。できないですよ。それは出してもらわないと。今すぐ出てこないんですか。休憩してもいいですよ。できれば出してほしいね。私はわざわざですね、今の1市2町で運営しているのを聞く必要ないんだけど、いろいろな後で問題があるからお尋ねしているんですよ。当然そこまで質問するということは頭の隅に入れて、やっぱり課長さん対応してもらわないとできないと僕は思うんですよ。出せなければ、もう次のとき僕は困るんですもんね。出せないということであれば、無理やりに課長に厳しく言う必要もな

いだろうから、聞かないけれども、できればね、町長さんのところでも分からないでしょう、分けてというのは。リサイクルプラザと焼却炉の負担金は分けられないかとお尋ねしている。

○町長（武廣勇平君）

管理運営費のリサイクルプラザと焼却炉の管理運営費についてのお尋ねを総括質疑の冒頭でいただきましたので、いわゆる管理運営費の分しか資料として持ち合わせていない状況がございます。委託をしておりますので、管理運営費を含んで請求が来るわけですが、結局その中に運営費の細部は記されておると思いますので、後ほど資料を、資料といいますか、この議会中に間に合えば、このやり取りの中で情報を集めたいというふうに考えております。

○7番（吉富 隆君）

議会中にお示しをするということで、一応理解をしておきます。でも、今から先もこの焼却炉問題というのは、何回も今後出てくると思うんですよ。だから、そういったことも含めたところで勉強しとっていただければと思いますので、よろしくお願いしておきます。

先に進めてください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設及び関連について、質問要旨の1番、ごみ処理施設及び管理運営について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

吉富議員の質問事項2、佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設及び関連について、要旨1、ごみ処理施設及び管理運営についてという質問につきまして答弁いたします。

次期ごみ処理施設整備運営事業につきましては、令和2年5月18日の首長会におきまして、落札者の決定を行っております。グループ名は日立造船グループで、代表企業は日立造船株式会社九州支社でございます。そのほか構成員、協力企業12社を加えて構成されております。

処理方法につきましては、全連続燃焼式焼却炉ストーカ炉式でございまして、施設能力は1日当たり172トンが処理可能となっております。

施設建設及び管理運営につきましては、SPCの立ち上げ後、契約を行い、30年間を通して管理運営を行うものでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

先のほうまで御答弁をいただいたようでございますが、私は、ここで30年間というお話が出てまいりましたので、30年間の根拠。

それと、この30年間に今までの1市2町でやっている運営のやり方と同じだろうというふうに推測をしているんでお尋ねをしているんですが、管理運営については日立グループで

しょう。入札も日立グループでしているんだから、ただ代表が日立造船ということになっておりますが、ここでちょっとお尋ねをしておきたいんですが、グループ名、日立造船グループとなっているわけですよ。日立造船グループで入札をされたんだらうと、そして落札されたんだらうというふうに僕は思いますが、構成は13社です、全部で。何を聞きたいかというのと、この日立造船グループで運営管理はしていくのかどうか、まずお尋ねをさせていただきます。

○住民課長（扇 智布由君）

まず、吉富議員からの30年になった経緯につきましてでございますけれども、2市3町の首長から成る建設協議会におきまして、平成28年8月に協議がなされ、決定をしております。設置期限を30年とする根拠といたしましては、環境省においてできるだけ施設の長寿命化、延命化を図ることと指導されておりまして、一般廃棄物処理事業実態調査によりますと、全国のごみ焼却施設の平均使用年数が約30年となっております、少なくとも30年は使用するべきであると考えたところでございます。

それと、もう一つの御質問でございます、グループでの管理運営を行っていくのかというところでございますが、議員御指摘のとおりでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

丁寧な御答弁いただいてありがとうございます。30年の根拠というのが、どのようにされて決まったんだらうかなという感じもしたわけですが、これ今の施設ね、あれが20年なんですよ、30年もてるだらうかと。私も長年議会にお世話になっておって、このことについて相当議論を議会でもやってきました。でも20年と。地元の協議というのがあって、そこでそういった流れを知っていますので、今度は真木町になるんですね、あそこは。地元との協議はどのようになっているんでしょうか、30年で理解されているかどうか。できれば内容をお願いしたいというふうに思います。

○住民課長（扇 智布由君）

吉富議員の地元との協議のほうは30年で理解をされているのかという御質問だったかと思えます。いろいろな会議の中でそういったことも問題になりまして、鳥栖市からの御説明のほうでは、地元との協議のほうでは30年で地元の皆さんは御理解をされているというような御報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

地元の真木町としては、その30年で理解をしてあるという契約の内容になっているということで理解してよろしいですか。

また、そういった中で、運営は日立グループ全体13社で行っていくということのようでございますが、こうして見ると、知った会社があるんですよ。日立グループの結成はいつされ

とつとですか。恐らく日立グループにこういったメンバーはないはずなんです。焼却炉の運営とか入札等々に関連して、こういった地元の業者も入っているんで、されているだろうと思うんですが、30年間、この人たちもずっと永久的に30年間は運営に関わっていくということで理解してよろしゅうございますか。

○住民課長（扇 智布由君）

吉富議員の日立造船グループについての御質疑でございますけれども、結成はいつされたというのは、ちょっと私ども認識をしておりますで申し訳ございません。ただ、この協力会社の中には建設会社等も入っておりますので、一概には30年間協力体制でということはいえないところもあるかと思っておりますけれども、この中には資源化する企業も入っておりますので、30年間このグループで運営をされるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ここまで入札までこぎ着けるには、相当町長、事務局あたりは御苦労されたんだろうなというふうに思っております。いろいろな問題等々は話は聞きますけれども、中身について詳しく教えてくれる人はいないんですよ。首長クラス、事務局レベルで協議をして、議会に提案をされますもんね。その内容については議長からの報告はあっていますので、いろいろと問題等もあったようでございますが、ここで私がいろいろ言うべき問題でもなかろうというふうに思いますので、この30年間13グループで運営には関わっていくということで理解をいたしました。

先にお願いたします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、ごみ処理施設及びリサイクルプラザ建設について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

吉富議員の質問事項2、佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設及び関連について、要旨2、ごみ処理施設及びリサイクルプラザ建設についてという質問につきまして答弁いたします。

ごみ処理施設建設につきましては、設計、施工段階から運営段階の各業務を通じて、事業者者に効率かつ効果的なサービスの提供を求めるものでありますので、落札者の決定方法につきましては、入札価格のほか、設計、施工、運営、維持管理等の提案内容、組合の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する方式、総合評価一般競争入札を採用いたしまして、落札者の決定を行っております。

今後のスケジュールでございますが、令和2年6月に基本協定締結、SPCの立ち上げ、

7月に基本契約締結、8月下旬に建設工事請負契約及び議会提案、承認を受け、9月から令和3年夏頃までに実施設計を行い、その後、令和3年夏から令和6年3月に建設工事、令和6年4月からの供用開始を予定しております。

リサイクル施設建設につきましては、現在、鳥栖市において建設場所の適地選定中であり、早急に決定したいとの意向を伺っております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいま課長のほうから詳しく御説明をいただきましたが、ごみ処理施設については、入札も終わって、日立グループさんが運営までしていくということで理解をしたところでございます。その中でですね、この建設費、同僚議員の質問の中でちょっとチェックをさせていただきましたが、141億円強なんですね。それから、管理費182億円強というふうなことで、きちっと出てきています。そうしますと、リサイクルプラザにつきましては協議中ということで、敷地の問題等々も同僚議員の中で御説明があったようでございますが、ここで最初僕がお尋ねしたかったのは、ここで比較をしてみたかったわけ。建設と運営費と足せば324億円ですね。それと、負担金の問題等々が今度ここでリサイクルプラザについて、建設は協議中と言うけれども、違う地域に、土地に造るわけでしょう。そうしたときに、同じ敷地内に造ると費用も全然違うと思うんですよ。費用が違います。そうしますと、その負担金はどこが支払うの。これは鳥栖市議会できちっとして議決事項やったはず。それをほかの市町に負担金を出せというのは、どういうことなんだろうかと。僕が一番疑問持っとるとはここなんです。2市3町で一番うちが小さい町であって、負担金が増えることによって財政に影響があってはならないというのが僕の趣旨なんです。だから、ここら辺についてはきちっとした御説明をいただければなというふうに思っていますし、こういったことも含めてですね、町民の皆さんの声もこれは入ってきています。こういうふうに町民の皆さんは言いよんさつですよ。今現在2市1町で運営をしているやつが6年の3月いっぱいですよ。そうですね。そうでしょう。すると、この財産はどうなるのと、面倒見らんばでしょうと。そうすると、今度新しく造ると二重払いをうちはしていかなばときの来はせんかいと。リサイクルプラザには上乘せしてくるじゃないのと。財政的にどう思うかという質問が僕に来ているんで質問しているんですよ。そこら辺について、きちっとした形を取っていただきたいなと。説明ができる範囲で、課長クラスで厳しく追求するのもしがかなということでございますけれども、なかなか2市3町という、なかなか厳しいもんもある。自分の思うごとならん部分もあるかと思いますが、最終的にこれ決まれば負担金の問題に大きな影響が来るであろうというふうに思っておりますので、そこら辺、分かる範囲で結構ですので、課長お願いいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの吉富議員のリサイクル施設をほかの土地に求めた場合の負担金の御質問かと思

います。

リサイクル施設のもともとの事業費に関しましては、今のところ、現時点では算定はできておりませんので、お示しすることはできませんけれども、焼却施設とリサイクル施設を別の敷地に建設した場合には、計量棟の建設費並びに残渣運搬費、計画作成や生活環境影響調査等の費用並びに造成等の経費が別に発生するものというふうに考えてはおります。ただ、リサイクル施設に係る事業費そのものに関しては、それ以上に上がることはないというような組合からの説明は受けております。

負担金の問題ですけれども、まだこのリサイクル施設に関しましては決まっていないことが多いものですから、これから首長会なりで決定をされていくものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

リサイクルプラザをですよ、違う土地に造るのに負担金は増えないよという答弁でよろしいですか。いや、課長ね、そこんにきは濁した答弁しとったほうがいいよ。僕は増えると思っています。私の経験上、増えると思っています。いや、鳥栖市が見てくれるならいいよ。同じ敷地内に、鳥栖市の議会で議決事項なんですよ。あとの市と町はそこには加入していないんだから。鳥栖市さんがここで真木町に造りますということだったから計画をされたんでしょう。あそこ焼却炉の跡で廃棄物の問題等々があって、同じ場所にできないという決断を組合議会でなされたはずなんですよ。だとするならどこに責任あつですか。ほかの市町に責任は僕はなかとと思っています。僕はないと思っています。それは鳥栖市の方にも一遍は言わんばいかんと僕は思っていますがね。やっぱりほかの人にね、議会の議決事項をですよ、きちとした形で責任取ってもらわんばいかんとですよ。そうしないと、たまったもんじゃなかよ。ここで造ろうと思うとったばってん、こっちさい移って高うなつたと。鳥栖市の共有地に造るなら、その単価は問題ないだろう。鳥栖市が買い上げるということになると単価は大きく動きますので、なかなか問題があると僕は推測をしています。課長さんが言われるように、単価が上がらないと言い切りました。これは議事録に残りますからね。そういうことは、僕はそれを責める気はございませんけれども、今後、首長さんクラスでもお話しはされるでしょう、事務レベルでも話を今後されていくでしょうけども、ここから問題です。例えば、今、課長が言われるように、負担金は増えんよと今言われたでしょう。これね、課長さんようっと聞いとってよ。例えば、これもう平成6年の3月31日まで間に合わないと思ひます、工事は。そうしたときに、今の施設はなくなります。じゃ、上峰町のいろいろの一般廃棄物等々どこさい持って行くですか。ごみ処理施設、リサイクルはどこに持って行くですか。その負担はどこが見るの。これは上峰町が見らんばいかんということになれば、負担は増えるじゃないですか。そうですよね。だから、この問題は重大なんですよ。そうで

しょう。かなりの量、上峰からも持って行ってあるわけ、リサイクルプラザに。そうすると、これは個人が全部払うんですかね、リサイクルプラザに行くのに。大体軽トラックいっぱい500円ぐらいなんですね。どこが負担しているかというのと、1市2町は面倒見てあるとですもんね、後は。そうすると、負担金は必ずや増えるであろうと憶測をしているところですが、今後の対策については、そういったことも視野に入れたところで協議をしていただければなど、これは強くお願いをしておきたいというふうに思います。本当に大きな問題になりますよ。だから、うちの町に負担がかからなきゃいい。必ず来ます、これは。

それと、今後の問題についても、とやかく厳しく追求する段階ではないとしながらも、やっぱり鳥栖市さんに要望をするべき、事務局レベルは事務局レベルの中で協議もあるだろうし、首長さんたちクラスは首長さんたちクラスで協議もあるだろうし、そういったときに、それはもう私がやかまし言うたて言うてもろうて結構です、うちの議会で、私の名前を言うて。あれがやかましゅう言うけんですねと言うてもろうて結構ですから、ぜひとも町に負担のかからないような形で努力をお願いしておきたい。この項を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、2市3町での広域処理によるコスト、メリットについて、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

吉富議員の質問事項2、佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設及び関連について、要旨3、2市3町での広域処理によるコスト、メリットについてという質問につきまして答弁いたします。

ごみ処理施設広域化につきましては、国、県よりごみ処理広域化計画が示されているところでございます。それを受けて、平成28年に佐賀東部ブロックごみ処理施設建設協議会が作成しましたごみ処理施設広域化説明資料によりますと、広域化2市3町による経済効果が試算されており、本町における経済効果は、管理運営費につきましては年間10,000千円、建設費につきましては110,000千円の経済効果があると試算されております。

以上のことから、2市3町による広域化を図ることで、コストを大幅削減できることが考えられます。

次に、2市3町での広域処理のメリットでございますが、環境負荷の少ない高度なごみ処理施設を個別に整備するとなると多額な費用が必要となるため、施設を集約化し広域的に処理することで、建設費や管理運営費を大幅に削減することができます。また、ごみ処理施設を集約することにより、効果的な発現が可能となり、地球温暖化防止や災害対策につながります。さらに、ごみ処理施設建設には地域の理解と協力は欠かせません。より多くの自治体で負担することで、より充実した振興事業の実現が可能となります。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

扇課長さん、大変申し訳ないが、この20,000千円だけは聞き取れたんですが、このメリットの件でね。大変、月に、年間20,000千円、また後でちょっと教えてください。

この2市3町に拡大したおかげで、これだけの負担金が減りますよということなんです、そこで私が最初、この鳥栖・三養基西部環境のところに焼却炉だけしか今度造らないんで、金額を比較してみたい、比べてみたいというのが一つの考え方であったんですよ。そうすると、ここの焼却炉だけでは324億円、工事費を含めてかかるわけでしょう。この工事費は、それだけコストがあるにしても、管理費が182億円、これは30年間でしょう。そうしますと、3で割ったら幾らになっですか、そうするとすぐ出てきますので。

そういったことのコストはどのようになるのかという問題が1つと、このコスト面だけを通告をしていましたけれども、吉野ヶ里町さんと神崎市との問題等々、新聞等々でしか僕は知りませんけれども、その内容は解決済みだと理解したというようなことを首長さんは言っておられるので、理解はするものの、いろいろな問題等々がこういった大きな事業には付き物であって、元の鳥栖・三養基西部環境組合も、あそこは住友金属やったですね、あれは途中でやめたというて言うたこと知っとんさろう。大変やったですもんね。まさか日立グループはそういうことはないと思いますが、そこら辺についても、燃料等々は重油か何か知りませんが、燃料の上げ下げ、今の施設はガス化熔融炉ですから、ガスの上げ下げで、この金額は変わりますもんね。そいけん、入札で30年間運営費もきちっと出ていますんで、これは変わらんやろうかと。僕は変わるであろうと思っています。燃料の上げ下げで変わるはずなんです。そうすると、やっぱりこのメリット、デメリットというのは、ここで今の環境組合と比較すれば分かる。鳥栖環境組合のとは、リサイクルプラザも入って幾らだと、129,000千円だったんですか。そうしますと、ここはもうごみ施設だけしか造らないんで比較しようがないんでね、それを教えていただきたかったんですが、議会中にでも結構ですが、ぜひとも教えていただきたい。2市3町の広域処理に、コスト面については、これだけ下がりますよということで理解をいたしました。ただ、ここを出した141億円と182億円強というのは動かないということで認識しとってよろしいですか。入札してるけん動かないでしょう。税は抜きだということですが、30年間には変わるだろうというふうに思っていますがね、運営費のほうでね。入札は工事代ですから動かないでしょうけれども。そこら辺について、今後も課長さんも御努力をお願いして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の4番、令和2年5月19日の新聞等によれば、ごみ処理施設及び管理運営費について日立造船グループにより324億円（税抜）で落札について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

吉富議員の質問事項 2、佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設及び関連について、要旨 4、令和 2 年 5 月 19 日の新聞等によれば、ごみ処理施設及び管理運営費について日立造船グループにより 324 億円（税抜）で落札についてという質問につきまして答弁いたします。

今回の入札価格 324 億円、税込み価格に直しますと、35,640,000 千円の内訳について御説明いたします。建設費として税込み 15,611,200 千円、運営費、30 年間で税込み 20,028,800 千円でございます。事業費としましては、これに環境影響評価、施工管理、測量等の費用がプラスされまして 36,793,719 千円となり、国庫補助金等を差し引きしますと、実質の負担見込額は税込み 28,121,480 千円でございます。本町における実質の負担見込額は、建設費負担金 551,129 千円、運営費負担金 30 年間で 1,392,975 千円、合計、税込み 1,944,104 千円でございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7 番（吉富 隆君）

扇課長さんね、私は冒頭で何をお願いしたかというのと、入札の方法なんですよ。今あえて申し上げておきますが、入札の方法と、何業者さんに公募されたのか。今、指名競争入札ということしか認識なかったので、そうでもなさそうですもんね。その辺についてお尋ねを僕はしたつもりなんですけど、聞かんところまで教えてもらおうてありがとうと言っておきますが、そこだけちょっと教えてくださいよ。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの吉富議員の入札方法と何業者だったのかというような質問だったかと思います。

入札の方法といたしましては、総合評価一般競争入札でございまして、価格と非価格要素を総合的に評価し、評価の最も高い事業者を落札者に決定するというものでございまして、一般競争入札では価格のみの競争であるのに対し、総合評価一般競争入札では価格以外の要素も加えて総合的な評価による競争となります。品質と価格の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能となるというふうに言われておりまして、国におきましても、廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引において総合評価一般競争入札を推奨されているものでございます。

今回の業者でございしますが、2 グループより提案を受けているというふうに説明を受けております。

以上でございます。

○7 番（吉富 隆君）

審査の要領につきましては、点数制なんですよ。総合的にここにデータが出ていますからね、ネットにね。いろいろ言う必要もないと思うが、82.13 点と 81.38 点、コンマ幾らしか違わないんですよ。どこの会社も優秀な会社なんですよ、これ調べてみますと。しかし、

そこで管理者たちが決めたことは決めたでいいと思うんですよね。ただ、後については、きちっとした責任を持って30年間運営をしていただくという内容の契約書はどのようなになっているんですか。30年間運営をしてもらうんですから、日立グループにね。きちっと契約書を作っとっても、住金はやらないと言うんですから、単価を上げなきゃ。そういうことはないだろうと思うけれども、そこら辺の内容はきちっとしてあるでしょうか、お尋ねをいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの吉富議員からの契約書の内容に関しての御質問だったかと思います。

基本協定締結を6月に結ぶことになっておりまして、その中で30年間運営ということは示されると認識しております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

説明によれば、きちっと守ってもらえるだろうというふうなことでございますが、現在1市2町で運営している組合は、住友金属はやらなかったと僕は、ちいつけたんじゃないですか。だから、そういったことも含めたところで、やっぱりきちっとした形を取っていただきたいというのが希望であって、苦い経験をしていますから、あそこは。相当苦しんでいますよ。住金に2回陳情に行きました、本当に。

それはそれとして、きちっとしていただけるものと思っておりますが、総合的に324億円ですね。そのうちに国の補助金、県の補助金はどのくらいになっているか、教えてください。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの吉富議員の補助金関係の額はというところでございますが、これはまだ見込額でございますけれども、国庫補助金等に関しましては8,672,239千円というふうに税込みでというふうに伺っておるところでございます。

以上でございます。（「県はないね、県は」と呼ぶ者あり）

済みません、国庫補助金等となっております、済みません、そこがどのように分かれているかはちょっと存じ上げないところでございます。申し訳ございません。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

国庫補助金が86億円というふうなことで、これ国のどこから出るんですか、環境省ですか。国というて広いからね。恐らく環境省だろうと推測をしますが、県からも出るはずなんですよ。16年前に今の施設を造ったときも、環境省、鴨下大臣でした、そのときは。県からも補助金は出ていますもんね。そういったことの仕分ぐらいは課長レベルで知っておいたほうがいいだろうというふうに思いますので、厳しく追求する気は僕はございませんけれども、しっかりと上峰町の負担の少なくなるようなことで、御尽力をですね、していただければ幸

いかと思っておりますので、よろしくお願いをしておきます。この項はそれで終わらせていただきます。

先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の5番、ごみ搬入路について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

吉富議員の質問事項2、佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設建設及び関連について、要旨5、ごみ搬入路についてという質問につきまして答弁いたします。

ごみ搬入路につきましては、現在、組合において協議中でございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

搬入路については協議中と。もう残念ですよ、本当に。もう工事始まるんでしょう、入札終わったんだから。この搬入路について、今現在も問題あっていますよ。やっぱり車の乗り入れが同じ方向から多いということだね、いろいろな問題等が起きています。今後については、新しく造るので、4年弱の時間があるので、そういったことも今からでもいいかも分かりませんが、これは建設をするなら当然搬入路、1市1町増えますから。そうでしょう。

それと、何で僕は搬入路を聞くかと。一番これは問題になるんですよ。これも負担金に影響します。冒頭申したように、そういったことがいろいろな問題等々が含まがあるのでね、しっかりと協議に参加していただいて、問題点についてはやっぱりしっかりしていただきたい。

どういうことかという、これはいろいろなうわさを僕も聞いていますよ。豆津橋から筑後川堤防を広うなすとかさい、簡単にできるわけじゃないですかね、4年で終わらない。ところが、道はナンバーをつけてちゃんと税金払うとけばどこでん行かるっすもんね。ただ、地元対策として、搬入路はどのようにお考えだろうかということなんですよ。それは協議中で結構ですよ。だとすると、ハザードマップ5メートル上げると、恐らく冠水しないだろうというふうに思います。そうしたときに、この搬入路をきちっとした形を取っとく必要がある。旭駅の南側、あそこ冠水すぐします。下野に向けても道はあるんですが、冠水する地域なんです。真木町もそがんです。そういったときに、雨が降らなきゃ問題ないと思うんですが、もし降ったときに、上峰町の一般廃棄物、それを持っていけなくなる。これはあくまでも今こう申すのは想定なんです、上峰町の町民から収集をして、運搬車がどこかに一時置くのか、例えば、よその施設に出すのかという問題が発生するだろう。そのときの負担は上峰町が払わんばかいという話になりかねない。それが、鳥栖市があそこに造ったんだか

ら、大丈夫ということで造ったんだから、これもやっぱり鳥栖市の負担にさせていただきたいと僕は思うんですよ。納得いかないでしょう。敷地は提供は鳥栖市さんが議会の議決を得て真木町に造ってあるので、それが搬入ができないということになれば、責任は上峰町にはないんですもんね。そういったことも含めたところですよ、町長さんにもお願いしておきたいんですが、議長にもお願いをするんですが、やっぱりこの会合の中で、きちっとした形で発言をしていただきたい。うちの町は財政が豊かと思うんですか。そんなに豊かじゃないと思うんですよ。だからといって、ごみ焼却炉というのは必ず要る施設なんですね、リサイクルプラザ。それに伴って、やっぱり上峰町は上峰町の単独でいろいろな大きな事業を町長控えているので、やっぱりそこら辺に財政難にならないような形を幾らでも軽減するような形を取ってほしい。私も長く議員におる中で、財政破綻寸前までうちも来ていますから、上峰町も。そういう苦い経験をしています。もう議員は俺と大川さんぐらいかな、残って、中山さんもいる、議長もいるんだけど、我々は報酬20%までカットしましたからね。そういう苦い経験をしています。そのとき役場の職員さんも給与は止まったはず。それはそのままじゃないですか。そういったこともまだまだやらなきゃならないことがあるので、なるべく、できるだけ負担のかからないような、負担軽減を目標に頑張ってくださいなと強くお願いをして、私の質問を終わります。よろしく町長お願いしておきます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、45分まで休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

1 番鈴木議員よりお願いします。

○1 番（鈴木千春君）

皆さんこんにちは。1 番鈴木千春でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、令和2年上半期を振り返ると、今年は常に新型コロナウイルスに伴う警戒、対応、変化の日々であったと思います。その状況の中で、役場の職員の皆様の御対応と御支援につきまして、同僚議員も触れておりましたが、私からも敬意を表します。

現在、緊急事態宣言は解除され、日常を取り戻しつつありますが、いまだ渦中であり、第2波、第3波が警戒され、気が抜けない状況となりますが、今後につきましても、引き続きの御対応を何とぞよろしくお願いいたします。

では、質問事項につきまして、このたびは4点でございます。

まず1点目ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴い、業務の仕方が見直され、世の中が大きく変化していることを感じます。本件につきまして、これまで国で進められておりました働き方改革と昨今の新型コロナウイルス拡大防止措置の取組として、テレワークの導入が様々な業種、組織で進められており、同様に上峰町でも行政報告の中でテレワークの導入に向けたシステム構築に着手した旨の記述を拝見しました。

そこで、このたび導入に向けた取組についてお尋ねいたします。

また、今後の業務の形として、テレワークを用いた働き方の雇用が多くなり、在宅での勤務を希望される方などが増えるかと思われます。そのことに伴い、町としてのお考えについて御答弁いただければと思います。

質問事項1、新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う今後の業務について、質問要旨1、テレワーク導入に向けた現状の取組は。質問要旨2、今後、実施を検討されている業務や雇用など、働き方についての考えは。

2点目の質問につきまして、本年は総合計画と総合戦略の見直しの年であり、今後数年にわたり上峰町の進むべき道の指針を決定する重要な時期であると感じており、お尋ねいたします。

質問事項2、総合計画及び総合戦略見直しの進捗について、質問要旨1、見直しにあたり、現状の取組は。

3点目につきまして、昨日、本日と同僚議員も質問しており、私も議会のたびにお尋ねしております中心市街地活性化事業についてですが、4月1日に実施方針が公開され、昨日、募集要項が公開されておりました。同僚議員もおっしゃっていたことではあるんですけども、このことにつきましては、これまで見えていなかった部分で進捗していたものが見える形となったと私も感じました。改めて本件につきまして、私もお尋ねいたします。

質問事項3、中心市街地活性化事業について、質問要旨1、現在の進捗と今後のスケジュールについては。

4点目につきまして、このたびの新型コロナウイルスに伴う農家の方々に向けての支援の取組についてお伺いいたします。

本件につきましても、同僚議員が質問されている内容で重複してしまいましたが、やはりこのたびの新型コロナウイルス感染予防措置に伴う影響を受けている農家がいる旨、私も耳にしておりますため、お尋ねいたします。

質問事項4、農家支援の取組について、質問要旨1、新型コロナウイルス感染被害に伴う

支援の取組は。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う今後の業務について、質問要旨の1番、テレワーク導入に向けた現状の取組は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項1、新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う今後の業務について、要旨1に関して答弁をいたします。

現在、各課に遠隔作業が可能な業務の洗い出しを行っているところでございます。集約した結果によりまして業務累計を分析したいというふうに考えております。取り急ぎ、遠隔地から庁舎のメールサーバーへアクセスするなど、汎用性の高い業務につきましては、洗い出し作業とは別に早期に取り組めるよう進めていきたいというふうに考えているところです。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

現在は各課にて業務を洗い出して遠隔地でテレワークができる業務について検討というか、調査し、進められているという答弁だったかと思います。

まず初めに、ちょっとお伺いしたいんですけど、このテレワーク導入というのは、昨今の新型コロナウイルス感染措置に伴うことが契機で実施されることを取り組まれたかと思うんですけども、一時的に実施するものなのか、それとも、こういうことも継続して今後の業務の在り方としてやっていくことなのかについて答弁いただければと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かにこのウイルスの蔓延が契機になったというのは、一つの側面としてございますが、かねてより自治体の取組自体は珍しいというふうに聞いておりますけれども、かねてより遠隔からのメールサーバーアクセスとか、こういったものに関しましては協議を重ねてきた経緯はございます。ですので、今回、こういったことも契機にはなっているということで、これまでの遠隔等絡めたところで、今回、実行に移しているというところはございます。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

かねてから考えがあって、このたびコロナウイルスの件を契機に取組を実施されたということで、一応、答弁の中では継続的に続けられるもののかなというふうに理解した上で、ちょっとお話しさせていただきます。ちょっと前提としてお伺いしたかったんですが、一時的じゃないということであれば問題ないので、続けさせていただきたいと思います。

このたび、テレワークの質問をするに当たって、私も何となくしか把握していませんでしたので、改めて、もう既に把握済みで承知していることかと思うんですけども、私の理解

として、テレワークのメリットについて述べさせていただきたいと思います。

まず、生産性の向上と人材の確保、1点目ですね、柔軟な働き方は知識、経験豊富な人材の離職防止、新たな人材の確保につながる。2点目がオフィスコストの削減、オフィスパーコスト、通勤、交通コストの削減につながる。3点目については、事業継続性の確保、被災時やパンデミック時において迅速に事業を継続することに役立つ。4点目については、雇用の創出と労働の創造、退職した高齢者、通勤が困難な障害者、遠隔者など、新規雇用の創出を可能にする。5点目については、ワークバランスの向上、通勤時間の削減、家族と過ごす時間や自己啓発など、時間の増加により仕事と生活の両立を図ることができる。最後が、女性、障害者、高齢者などの就業の促進、育児や介護を抱えているオフィスワーカーや高齢者、障害者など通勤が困難な人たちへ働きやすい環境を提供することが可能になるということが、一部ですけどメリットとしてこういうふうに挙げられておりました。

これを見ても、いわゆる上峰町が抱えている課題を幾つも解決、例えば、雇用の創出とかでありますとか福祉の雇用だったりとか、あと、公共機関などでコストの削減というのはちょっとあれなのかなとも思うんですけども、そういった課題を解決するので、メリットが非常にあって、積極的に導入していくべきなのだなということを理解できたんですね。

そのことに伴いまして、懸念点としてどうしても発生してしまうことだと思うんですけども、やはり役場の業務というのは個人情報であったりとか、そういう対面でやらなきゃいけないものも多いかと思うんですよね。あと、並びにセキュリティーですね、こういったことが懸念点として挙げられるんですけども、そういうケアについては、どういう対応を検討されていますでしょうか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに議員がおっしゃられるように、メリット、デメリット、いろんなところで混在もしておりますし、メリットは確かに大きいところはいっぱいございます。ですが、ここで全てを一気に解消しようというようなことではございません。くみしやすいものからなるべく取り組んでいき、実効性の高いものから着手をしていき、そこで効果を上げていきたいということにも考えているところでございます。

現段階では、まず、与条件を整理する必要があるかと思いますので、その与条件の整理段階、それに伴いましていろいろなメリット、デメリット出てくるかと思いますが、そこを洗い出しの作業の中で明確化していくというような状況であることについて御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

くみしやすいものから実行できるものやっていって、現在は与条件を整理しているという旨の答弁だったかと思います。インターネットの記事で見たときに、自治体にテレワーク

を働き方改革の中で推進していたけれども、実際にテレワークを開始しているところは、3月時点での記事だったと思うんですが、51自治体、3%にとどまっていたと。やはり、そこら辺というのは、システム開発とかウェブデザインとか、そういうクラウド的にワークができる民間の企業と比べて、やはり役場の業務というのが対面が必要だったり、さきの個人情報を含むものであったりとか、明確にテレワークで実施できる業務とできない業務というのが同時に存在しているのがそこら辺の数字になって現れているのではないかなというふうに思っているんですけども、本件につきましては、やはりさっきの記事のメリットでありましたように、災害時のパンデミック時のときであったりとか、あと、職員の方々の働く上でのストレスの軽減であったりとか、スキルある主婦の雇用だったり、福祉の雇用等、メリットが非常に多く私は感じているので、ぜひとも今、業務をクラウドワークでできるものについて、いろいろ洗い出しをされているというふうに言っていたんですけども、各課でアイデアを出されて、積極的に実施していけるように進めていただければなということを要望したいと思います。

本件につきまして、最後に一言よろしく願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員のお言葉にもあったように、いろいろなところがあるかと思いますが、特に外部からのアクセスということになります。ですので、それが可能なシステムということになりますと、おっしゃられるようにセンシティブ情報、こういったものに関しては含まれていないものが前提になるというふうに考えております。例えば、メールの送受信だったり、あるいはメールの確認、あるいは対面を前提としない業務、執務室にある紙ベースの資料を検索する必要がなく、アクセスしたデータ内で処理できるような汎用性の高い業務、こういったものに関して中心に、まず洗い出しをやった上で、そこから構築をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

すみません、最後にと言ったんですけど、ちょっと1点お伝えしたいと思っていたことがありますので御紹介させていただきます。

現在、総務省でこのテレワーク導入に向けて、令和2年度テレワークマネジャー相談事業というのを始められているみたいで、恐らく御周知されているのではないかなと思うんですけども、テレワークを導入するに当たっての有識者というか、その専門家の方々に無料でアドバイスをいただきながら、導入を検討される企業とか自治体に対して応援をされているという取組もありますので、こちらのほうを活用して進めていただければと思います。

本件につきましては以上です。次の質問へ行ってください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いろいろ情報提供ありがとうございます。私どものほうでも当該事業につきましては活用させていただいているところでございますので、ぜひともよろしくお願いいたします。（「次へ行ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後、実施を検討されている業務や雇用など、働き方についての考えは、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、鈴木議員の質問事項1、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う今後の業務について、質問要旨2、今後、実施を検討されている業務や雇用など、働き方についての考え方という御質問に対し、お答えいたします。

議員が求められた要旨に完全に当てはまるかというのがちょっとありますけれども、働き方に関する施策ということでお答えをしたいというふうに思います。

先ほど1の1で御質問がありましたけれども、テレワーク等の導入を図って在宅勤務を促進して、そして、感染防止を図るという一方で、万一、役場内で、そして、職員間で感染が広がった場合の対応についても、しっかりとした備えをしておくことが非常に重要だというふうに思います。

当町におきましては、新型コロナウイルスの感染により町職員に出勤困難者が多数発生した場合においても、引き続き町民の生命と健康を守って、町民生活に必要な行政サービスを継続して提供するために、5月に上峰町の新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画というのを策定しまして、準備を進めているところであります。

以上、鈴木議員の質問答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

ただいま答弁いただきました内容で、5月にそういうテレワークとは別にパンデミックに伴う業務を遂行するに当たっての計画を検討されているということで、やはり役場の業務というのは緊急時であっても停止することができないというのがあるかと思いますので、進めただけしているということを確認できましたので、よかったなと思います。

ちなみに関連ですが、このたびのテレワークのほうの業務について検討されている雇用とかというのは、どういう業務があるのかということも併せて答弁いただいてよろしいでしょうか。所管の課が違いますか。お願いします。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま鈴木議員のほうからの御質疑で、テレワークとそれに伴う雇用等ということでの御質疑かと思います。

テレワークと、あと、今、対策監のほうより説明しました業務継続計画につきまして、新

たな雇用というのは考えておらず、あくまでも今ある職員の中での業務の中でのテレワークをどういうふうに構築していくか、あと、業務をどういうふうに継続していくかということでの計画でございます。雇用に関しましては、また別ということで御理解いただければと思います。

○1番（鈴木千春君）

本件は私の書き方がちょっと悪くて大変申し訳ございませんでした。結構、テレワークのことを中心に考えていた形で進めていたので、それに伴う働き方のことであったりとか雇用についてお伺いさせていただいたんですけれども、回答としましては、有事の際でも対応していただき、行政サービスが止まらないよう実施していただいて、雇用自体、その件においては新たな雇用は検討されていないという答弁をいただくことができましたので、本件につきましては以上とします。

次の質問へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、総合計画及び総合戦略見直しの進捗について、質問要旨の1番、見直しにあたり、現状の取組は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項2、総合計画及び総合戦略見直しの進捗について、要旨1に関して答弁をいたします。

昨年度、住民向けのアンケートを実施いたしました。それのおおむねの分析結果が既に出しております。今後、団体アンケートの実施、それと、各課ヒアリングなどを行いまして、素案を形成していきたいという考えでございます。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

本件につきましてアンケートを実施し、団体アンケート、各課アンケートを繰り返していく中で、取り組んでいって策定を目指されるという旨の答弁だったかというふうに思います。

やはり冒頭申し上げましたとおり、総合計画というのは今後の事業のことにも関わりますし、今後の上峰町の数年先を左右する指針になるべきものだと思っております、やはりその中で住民の方々が抱えている課題と町で実施しようとしていることに対するそごがあつては問題だと思っていたんですけれども、アンケートを実施されているということで、その旨は安心したんですが、団体アンケートというお話をされていたかと思うんですけれども、その団体というのは、具体的にはどういう団体に対してアンケートを実施されるのでしょうか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

町にいろいろな団体がございます。社会福祉団体であったり商工団体であったりですね、各種ございますので、ＣＳＯまで含んだところで、そういったところの各事業者さんからアンケートを取りたいというふうに考えております。

以上です。

○１番（鈴木千春君）

各種団体、社協だったりとか商工団体とか、恐らく農家の方、農業の方とかにもアンケートをされるのかなというふうに思っているんですけども、ちなみに農家の方は質問されますでしょうか。後ほどちょっと答弁いただきたいと思うんですけども、計画、すみません、3月の施政方針の中でsociety5.0であったりとか、ＳＤＧｓに関することを盛り込まれるという旨の内容が記載あったかと思うんですが、society5.0もＳＤＧｓも私少しだけ勉強させていただいたんですけども、society5.0については近未来についての取組の中での指針だと思っていて、ＳＤＧｓについては世界中で実施される概念的な目標として世界で取り組まれているものだと思うんですが、こちらを総合戦略の中に盛り込んでいくということが見えにくい部分がありまして、どのような形で盛り込んでいくということを検討されているのかということをお答えいただければと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

どのように落とし込んでいくかということなのかなというふうに思っております。

総合計画であったり総合戦略というのは、おっしゃられるとおり、町の指針となるべき計画でございます。各職員が職務を遂行していく際のベンチマークにもなり得るというふうに考えております。

国際社会全体の開発目標でありますＳＤＧｓ、これが目指すべき17の目標と、スケールは違うものの、その目指すべき方向性というのは同様であるというふうにも考えられます。ですので、総合計画、総合戦略の推進を図ることで、ＳＤＧｓの目標達成にも資するものというふうに考えられるのではないかなというふうに考えております。

国におきましても、自治体におきましてＳＤＧｓを活用することで、また客観的な自己分析により、特に注力すべき政策課題の明確化、経済、社会、環境の3側面の総合関連性の把握による政策推進の全体最適化が実現するというふうに国のほうも申しております。

また、自治体と各ステークホルダーの間におきまして、ＳＤＧｓの共通言語を持つことによって、政策目標の共有と連携促進、そして、パートナーシップの真価が実現すると、こうも言っております。したがって、この17目標にひも付くターゲットが169ぐらいあるんですけども、こういったものの達成を目指すことが日本の各地域におけます諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものというように考えられております。

ただ、これをどのように落とし込んでいくか、中には該当しない項目も当然ございます。ですので、そういう手法につきましても、これから素案を作成する段階になっての作業にな

るのではないかというふうに考えております。現段階では、イメージの共有程度に御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

やはりおっしゃっていたように17の目標があって、192だったか4だったか、ちょっと忘れてしまったんですけども、その目標を幾つかピックアップしていって入れていくというようなことで、例えば、そういうことを実施している民間企業との共通の認識とか方向性を定めるのに活用されていくのかなというふうに私も感じておりまして、一方で、総合計画にそういうSDGsであつたりsociety5.0を盛り込んでいくということはすごいいいことで、連携できる民間企業とかもいっぱいあるのかなというふうに感じたんですけども、これを実際に現場で実施されていく職員の方々が、そのSDGsについての理解というか、学びとかということを何か今後の予定としてはカリキュラムの中とか、勉強会を実施するとか、そういう実際に実施されていく職員の方々に落ちていなければ、それを何でやるんだろう、何でこういう目標なんだろうということの理解がちょっと遠ざかるような気がするので、ぜひともそこら辺、職員の方々に向けても勉強会なり情報共有をされていっていただきたいなというふうに思っているんですけども、その点について答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほども申し上げたとおり、各課のヒアリングという作業がございます。ですので、そこで各課で考えられていらっしゃるような施策だったり内容だったりあるわけですね。そういった際に理解が深まるような形で、その機会を利用して、そういったとの浸透を図っていけばというふうに思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

各課のヒアリングの中でそういう浸透を図っていかれるという旨の答弁だったかと思います。私も勉強してみて分かったことがいっぱいあるんですけども、これはSDGsの話なんですが、民間企業がSDGsの目標を新たに取り入れるということを検討した際に、新たなビジネスモデルの創出になるというような記述がありました。これって役場の職員の方々にも当てはまるんじゃないかなというふうに私は感じたんですよ。そのSDGsの中の、例えば、貧困をなくすというビジネスモデルを考えたときに、フードロスとかの中で2次利用できるものとかということを事業化する提案とか、そういうことが、何というんでしょう、活性化されていくというか、役場職員の方々から意見が出てくるようなものになればいいなということを大いに期待しております。

この質問につきましては以上です。次へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、現在の進捗と今後のスケジュールについては、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項3、中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をいたします。ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

4月1日に実施方針を公表しており、昨日、募集要項を公表いたしました。実施方針公表後、国内初のLABVスキームを掲げていたということもございまして、マスコミや意欲がある企業からの問合せがあり、反響も大きく、全国的にも注目されてある事業というふうに感じているところでございます。

現在のところ、実施方針に示したスケジュールどおり進捗をしているところです。募集要項の公表を行った後は、パートナー事業者の公募及び事業者選考となります。年末頃には選考したパートナー事業者と共同開発協定を行い、その後、本町からは不動産を、パートナー事業者からは現金を出資することにより、LLCを設立し、事業の受皿として実行機能を担っていくことになります。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

こちらにつきましても、昨日、本日と同僚議員からの質問もあり、私もお伺いしていると冒頭述べさせていただいたんですけれども、やはり募集要項が掲示されたことに伴って、具体的に見えるものが増えてきた、見える形での進捗になったんじゃないかというふうに感じました。

また、同僚議員の質問の中でもPFIとLABVの両にらみでというような状況の中、決断された理由についても答弁いただいていたかと思います。LABVを軸に、部分的にはPFIを実施しながら進めていくという答弁だったかというふうに記憶しているんですけれども、これを踏まえまして、ちょっと一度お伺いしたいなと思っているんですけれども、以前、PFI事業で特別目的会社SPCに対して破綻防止に対する措置というか、ケアというか、金融機関からのアドバイスとか、そういう話があったかと思うんですけれども、このたびLABV方式を導入された場合に、そこら辺の部分というのはどうなりますでしょうか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

PFIにおけますSPCというところはですね、完全にSPCに手離れして任せてしまうということになるんですね。ですけど、今回のLABVにおけますLLCに関しましては、町もその意思決定に関与いたします。ですので、そういったところで破綻防止をしていく、

あるいはその意思決定に町が関与することによって、民間と協調しながらよりよい健全な運営を目指していくという形になりますので、破綻防止協定そのものの必要性というのは、SPCと違って、ないというふうに考えてもらっていいかと思っています。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

決定の中に、LABVにすることで決定の中にパートナーとともに役場が入って意思決定されていくということで、破綻防止に関してはそこら辺でケアされるという旨の答弁だったかなというふうに理解しました。

昨日の募集要項の別紙5番に事業スキーム図という、これが一番何か分かりやすいなと思って、これを見ながらちょっとお話しさせていただければと思っているんですけども、金融機関の関わり方がプロジェクト単位で融資されているという旨が見られるんですけども、こちらはこういった、何ていうんでしょう、プロジェクトごとに1行の金融機関が融資をされていくのか、それとも、金融機関が複数あって、独自で融資する先とかを、もちろんパートナーというか、事業体の中のメンバーの中なんだと思うんですけども、そこら辺の金融機関の関わり方について答弁いただければと思います。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

プロジェクトごとでの自己融資になりますので、いわゆるプロジェクトファイナンスと言われるものになります。これも金融機関も1つに決まっているわけではございません。または、例えば、ファンドからの出資というのも当然あり得ることかと思しますので、そういったものを踏まえたところで、一応金融機関というふうには書いてはありますが、そういうお金の流れ込みですね、そういったものを各プロジェクトごとに融資を受けて、そちらのほうでいろいろ整備をしていくというような流れで御理解いただいて結構かというふうに思っております。

○1番（鈴木千春君）

金融機関の関わり方としては、プロジェクトファイナンス、ファンド等の出資という旨の答弁だったかと思えます。せっかく事業として入って、プロジェクトで複数抱えていく中で、途中で破綻するようなことがあってはならないのかなというふうに思う部分もありますので、ぜひともそこら辺の部分については、破綻しないよう目を光らせていただいて進めていただければというふうに考えているところでございます。

今ちょっとファンドという話が出てきたので、ちょっと関連でお伺いしたいんですけども、今回の中心市街地活性化事業をやっていくに当たっては、地域の企業に積極的に参加していただくことが望ましいという旨、お話しされていたかと思えます。やはり中心市街地活性化事業が完成しますと、もちろん小売とか店舗についてはお客さんの取り扱いとか競合になった影響を受けますし、ほかの方々についても影響があると思うんですよね。そう考える

と、やっぱり町を挙げて変わるきっかけというか、転機なのかなというふうに私は思っているんですけども、そうなったときに、やっぱり住民の方なり企業の方、地域の企業の方が積極的に参加されることが望ましいのではないかなというふうに私も思っているんですけど、その地域の方々の参画する関わり方について答弁いただきたいと思います。

例えば、小売とかであれば出店とか、加工であれば加工所として何か商品を出したり、実際にそこをテナントとして借りて出品したりとかというようなことでイメージが付きやすいんですけども、例えば、関係ない保険とかに関したり、別の工場とか、いろいろ小売とか、そういう商業に関わらない企業さんたちの関わり方については、どのような形での参画を検討されているのか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

様々な関わり方ができるだろうというふうに考えております。募集要項を御覧いただければ分かるんですけども、例えば、企画部門なんかにおきましては、町内の事業者さんとか、あるいは個人であっても加入できるような形で、パートナーとして関われるというようなことも設けてございますし、あるいはプロジェクトの中でテナントとして入ってくる、そういうことも可能です。

また、ほかの関わり方でも、できた後にそこを維持管理していくような形でも可能かなというふうに思いますので、いろいろな業態によって、いろいろな関わり方が可能かなというふうに思っております。できれば、これは公民連携事業でございますので、地元の事業者さん、あるいは町民の方、こういった方々たちには、ぜひ多くの方に関わっていただきたいというふうに思っている所存でございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

関わり方として、企画であつたりとか個人としてパートナーとして入ったり、プロジェクトのテナントとして入ったり、維持管理とか様々考えられる関わり方があるのかなという旨、答弁いただいたかと思います。

ここで地域企業の方の参画を促すに当たって、どういうふうにお声がけしていくというか、呼びかけるといふか、どういう形での参画を促していくような取組をされていくのか、同僚議員の答弁の中で勉強会というお話あったかと思うんですけども、その参画している数について、もっと増やすこととかできないのかなとかというのは個人的に感じたので、何かその地域企業を積極的に参加いただくためにどのような取組を検討されているのか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは幾つか段階があるというふうに思っております。

まず、エントリーをするまでの期間、これはエントリーをなるべくしていただきますよう

に、もう少し知識を定着させたいとか、もうちょっと内容を進化させたいと言われるようなところに関しては、勉強会を開くのが一番いいだろうというふうに思っております。

それで、エントリーが終わった後というのは、ある程度出そろわれる、事業者さんというのは顔ぶれというのがある程度出てくるかと思います。そうすると、そこに実際出られる、エントリーをされている方々同士でいろいろ協議をしていただいて、自分たちはこういうことができる、私たちはこういうことができる、だったらこことここと組み合わせるといいよねというような、そこでの創造性の合致といいましょうか、そういったところでの事業者同士の連携が可能になってくるんじゃないかなと思っております。

また、LABVのいいところの一つなんですけれども、このパートナー企業さんというのは、1回固定して終わりではなくて、その後、長い間続くわけなんですけれども、そこで出たり入ったりは自由なんです。ですので、その後にまたやっぱり俺もやりたかったなというような方が出てくれば、その後も参画することは可能でございます。

ですので、そういった時期時期に応じていろいろなアプローチの仕方があるのかなというふうに思っておりますので、その場面場面に応じた、私たちも弾力的な後押しといいましょうか、なるべく出てきていただくための方策というものをいろいろ練りながらやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

段階的に地域の企業も参画を促していくというお考えだったかと思います。エントリーで勉強会があって、その後、事業者同士の方々が御意見を合致させ、創造性の合致とおっしゃっていましたが、あとはLABVの出入りが自由だということも、地域の企業が参画しやすい特徴の一つなのかなという旨の答弁をいただいたかと思います。

本件ですね、ぜひともやはり中心市街地活性化事業は上峰町、何度も言っていますが、上峰町を左右する最重要事業だというふうに私も認識しておりますし、影響が多岐にわたる、それに伴って一人でも多くの地域の企業の方、個人でも構わないと思うんですけど、さっき個人という話もあったので、参画を多くして、地域を挙げて取り組んでいければということをお願いしております。

最後にちょっとスケジュールに関する部分でお伺いしたいなと思っているんですけど、現状はスケジュールどおりである旨、答弁いただいたかと思います。で、このLABV方式だとプロジェクト単位で事業が進行していくという答弁があったかと思うんですが、当初予定していたのは、あくまで仮の予定だったので、当然中身を詰めていったときにスライドしていくというようなことがあるかと思うんですけど、何か以前のお話の中で、まきかえする部分があったりするというのは、このプロジェクト単位での独立したリリースというところなんですけど、例えば、先に地域振興施設がオープンしたりとか学習支援施設とか、そういうと

ころがオープンしていったりしていくこともL A B Vの中では可能なのかなというふうに認識しているんですけども、まず、そもそもそこら辺のプロジェクト単位でスタートしていくということは可能なのでしょうか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員のお見込みのとおりで、プロジェクト単位でいろいろ様々動いていくことは可能でございます。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

であるならばですね、今、プロジェクト単位でのリリースが可能だという話があったかと思うので、皆さん切望されていたり、期待している部分もあったりして、実際に要項が見えたので、何ができるのかということがいま一度、住民の方々も手に取って見えるようになってきたと思うんですけども、今後、今回L A B V方式を採用してプロジェクトを進行していくに当たっては、P F I事業よりもスムーズに前倒せる部分があるのであれば、ぜひとも積極的に進めていただければということを強く要望して、この質問は終わります。

次に行ってください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

すみません、ちょっと補足をおこななきやいけないなと思ってですね。すみません、プロジェクトごとに動くというか、プロジェクト単位で事業を進めていくことは可能というふうに申し上げております。

それで、リリースという話になると、こちらのほうからではなくて、最終的には共同事業体というのができるんですね。そこの共同事業体が協議をしながら中身を詰めていくという話になりますので、ちょっと現段階でそこまで進むかどうかというのは、事業体ができただ後の話になるかと思いますので、そこは御承知おきいただきたいということで補足させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

すみません、ちょっと私も言葉足らずで、同僚議員からの答弁の中で、年末に向けてそのパートナーさんを決定していったという、で、共同事業体を起こすというような答弁があったかと思うので、もちろんその共同事業体ができただ後のという理解ではあったんですけども、そのプロジェクト単位で進捗が進められるということについて、何というんでしょうね、少しでも全体の事業としてリリースするわけではなくて、そのプロジェクト単位で日を置いてですけども、順次リリースしていくことで、早く運用に乗ればなということを期待します。

以上です。次に行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、農家支援の取組について、質問要旨の1番、新型コロナウイルス感染被害に伴う支援の取組は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆様こんにちは。鈴木議員御質問の質問事項4、農家支援の取組について、要旨1、新型コロナウイルス感染被害に伴う支援の取組はにつきまして、同僚議員から質問がありました答弁と重複する内容がありますが、答弁させていただきます。

農家支援の取組につきましては、需要低迷による消費拡大と収入増となる支援施策としまして、要請書により町が把握しましたタマネギと佐賀牛につきまして、販売促進支援金を交付するとした取組を行っております。要請書によります新型コロナウイルスの影響により困窮している農家に対する支援でありまして、県においても要請書の提出を受けて支援されているところでもあります。

町としまして、新型コロナウイルスの影響により減収している農家を対象としては、既に実施しております応援給付金の支援策に準じた支援策について検討するところでもあります。無秩序な支援を考えるとところではありません。今後とも、どのような影響があり、どのような支援策が実施できるかを検討しているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

農家の方々に向けて経済的な御支援をしていただいているという部分、答弁いただいたかと思います。併せて農家も関わる、一部農家も関わっていると思うんですけども、ハコミネでありますとか、あと、タマネギ部会の学校給食の販路の拡大等についても御支援いただいているのかなというふうに感じているんですけども、ちょっと併せてハコミネについて少しお伺いしたいなというふうに思っているんですが、ハコミネの広報というのはどういう形でされていましてでしょうか。ちょっと私が記憶しているものだと、フェイスブックであったりとかホームページ、あと、町民だよりにそれぞれ出ていたのかなというふうに思うんですけども、せっかくコロナウイルス感染被害に伴う事業者の救済として、農家の方々を中心に町内の事業者に対して支援していただいているハコミネではあるんですけども、一方で、お客さんとして来られている方が、何か上峰の方が、これは正しく聞いたことではないんであれなんですけれども、吉野ヶ里町の方が非常に多いと、上峰が少ないんじゃないかとかというふうに言っていました。あと、併せて天気に伴って中止するというものの広報についても、雨が降るかどうか、曇っている状況でハコミネに行ってみてしまったら、今日は閉鎖ですというようになっていて、フェイスブックとかホームページで広報されているということは知っているんですけども、それが町民の方の耳に届いていないことが一つの課題な

んじゃないかなと思って、この質問をしております。広報について御答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

広報手段といたしましては、可能な限り私たちもなるべくお知らせをできるような形を考えておりまして、おっしゃられたような媒体手段でやっているところがございます。特に前日といいましょうか、ごめんなさい、その当日の天候の具合によってどうするかというのは、出品される事業者さんとかが、私どもの所管でいいますと、例えば、お弁当だったり惣菜だったり、ちょっと食べる物になりますので、前日から仕込まなきゃいけないんですね。となると、前日の天気予報である程度設定しなきゃいけないということがございますので、若干、天気予報の状況によって、精度が合わない場合もございますけれども、そういった形で前日には出店事業者さんとかには、明日はありますとか明日は中止ですよとか、そういう伝達はしておりますので、当日御来場のお客様は大体分かるのかなというふうには思っております。

あと、そういう広報手段を使って周知を図っているところではございますので、そういった形で御理解いただければというふうには思っております。

○1番（鈴木千春君）

広報について御答弁いただいたかと思います。確かにちょっとずつ口コミで周知が広がっているということを私も感じておりますが、一番最初にこのハコミネをやるというふうに動き出した初動というのは、上峰町はめちゃめちゃ早かったと思うんですね。すぐ支援が実施されて、対応されて、すぐ実施いただいて救済に動いていただいたというのは大変ありがたいなと思っていて、なので、次のステップとして広報について今後の検討を進めていって、どうやったらより町民の方の耳に伝わるのかということを考えながら、私もアイデアがあったら提案させていただこうと思うんですけれども、そこら辺を考えて進めていただければと思います。

少し話しておりました応援給付金に関する支援の取組をされているということで、同僚議員からの質問の答弁で伺ってはいるんですが、この件についても、上峰町でそういう取組をしているということを知らない方って結構いらっしゃるんですね。特に先輩農家の方々とかはインターネットも見ないですし、こちらのほうの広報等も課題だとは思っているんですね。何かせっかく対応していただいているにもかかわらず、支援が必要な方々の耳に入っていないということは何かすごい残念なことだと思うので、せっかく対応されているのであれば、広報については引き続き対応していただければというふうには思っております。

私が思っていることとしまして、支援の方法って、もちろん経済的なことであつたりとか販路の拡大というものもあつたりするんですけれども、そういう実施の取組内容の拡散というか、ということも該当するんじゃないかなと思っていて、実は農林水産省のほうで出されている支援の内容等の補助金等各種あるんですけれども、そちらのほう御存じでしょうか、

答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の農林水産省関係の支援策について私どもが存じておるかというふうなところでございますが、国県等から情報提供のほうで回ってくる分について私ども把握しているところ、あと、国のほうもインターネットのホームページのほうに掲示されますので、そういったところでチェックをして、その把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

把握して努めていくという答弁いただいたかと思います。同僚議員の話の中の答弁で、他の自治体を参照しながら進めていければという、検討されるという旨おっしゃっていたので、ちょっと昨日の夜、私のほうでも少し調べたんですけれども、一番最初に新型コロナウイルス、農業、支援というので検索してみると、その農林水産省のサイトの部分が私の検索エンジンに出てきたので、まずはこちらなのかなと、肥育牛の経営等の緊急支援特別対策や農業向けの金融機関の支援であったりとか、高収益作物次期作支援交付金、これは同僚議員もお話されていたかと思うんですけれども、こういうものであったり、こういう取組がされているということを、まずは拡散というか、広げていっていただいて、活用できるものがあれば、ぜひとも検討していただく材料の一つになればというふうに私は思っております。

あと、こういう経済的な支援はもちろんなんですけれども、今回、農家の方々が一方で感じたこと、例えば、緊急事態宣言に伴って、今まで出荷していた店舗が閉まってしまっただけで在庫を抱えて廃棄しているとかというようなことで、販路に関する課題を感じた方が多いんじゃないかなというふうに思っていて、これも毎回の議会で伝えていることで大変恐縮ではあるんですけれども、その自走するための支援をいま一度実施いただくには、身をもって、何というんでしょうね、身近に感じて実施できるんじゃないかなというふうに考えております。

そういった意味での取組の事例として、「農水省、ECサイトの送料負担で生産者を支援 売上900万円達成の農家も」というような記事がありまして、臨時のECサイト、「食卓から応援」というサイトにおいて農家の方が出品しまして、その送料を負担しているという事業があるようなんですね。こういったものを活用すれば、販路がなかったときに、これがインターネットだったら、こういうコロナの影響であまり受けなかったんじゃないかなとも思ったりもします。もちろん、ふるさと納税とかもそうなんですけれども、ECサイトへの出品に対して農家の方々が自走できる販路の一つに対して、今はコロナウイルスの対応でなかなか難しいのかもしれないんですけれども、そういうことを視野に入れて支援を検討していただけないかなというふうに思っているんですが、その件についてのお考えをお伺いできますでしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問のクラウドE Cサイト、インターネットを通じた支援販売というふうなところかと思います。同様の取組で、県のほうでもそういったインターネットを通じたところで販売というふうなところの支援をされているところかと思います。

町のほうでそういったところの取組につきまして、まずもってそういった業者のところの選定というふうなところも、ちょっとお聞きするところでもございませんし、そういったところを受けなってくれるような業者を介したところで、そういったところが実現可能であれば、できるかなというふうなところもと思いますが、何分私どもも勉強不足でございまして、こういったところで農家の方が手軽にですね、手がかからない、そして、実行ができるような、それで私たちもですね、職員がそこに介入するのではなくて、そういった企業のほうに委託でできるような取組であれば、今後検討していく余地があるのかなと。

まずもって先進的なところかと思うので、そういったところでの情報収集も、私のほうでちょっと今理解していないところでもございますが、そういったところで勉強してですね、していくところかなというふうなところで考えます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

情報収集しながらできる勉強をしていって、やれることをやっていただくというお話あったかと思います。

県のほうでも実施しているというお話だったかと思うんですけど、そういうことを勉強されているんだなというふうに私は感じたんですけども、E Cサイト等の活用って必ずしも法人じゃなきゃできないかというのと、そうでもなかったりする部分があると思うんですよね。個人の農家の方々とかでやられている方とかもいると思うんですよね。もちろん法人が中心になって支援していただくというほうがやりやすいのかなとは思っているんですけども、そういう、あくまで私に関わる農家の方々の意見を聞くと、身近に出荷しているお店がある日突然、緊急事態宣言で閉まってしまって売るところがなくて腐っちゃう、どうしようという話なんですよ。

なので、じゃ、E Cサイトで販売とかができていたら、繰り返しになってしまうんですけども、もちろん企業の方が間に入っていただいたほうが事業としては円滑に進むのかなと思う反面、やはり自走を促すという考え方の中で、E Cサイトを活用して自分の農作物を販売していくという選択肢を何とか町民の方々に育てるといえるのか、やっていただいて、検討の一つに挙げていただければ、やる人はやるし、やらない人はやらないのかなとも思うんですけども、こういう事態にも対応できるんじゃないかなというふうに私は強く思っておりますので、引き続き勉強を重ねて、ぜひとも自走するための支援、取組、企業だけでなく個人でもできる、農家の方が販売できるようなE Cサイトの御支援等を検討してい

ただければというふうに、最後に強く要望したいと思います。

最後に一言、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御提案のところと思いますが、私のほうで考えますところ、もちろん勉強していくところでございます。自走式というふうなところで、個人が行うというふうなところで、出荷、クレーム等もあるかと思いますが、そういったところも含めまして、そういった自走式で個人の方ができるようになるというふうなところの支援につきましては、もちろん今から勉強していくところでもございますが、議員おっしゃいますとおり、自走式で個人でインターネットを使った出荷販売できれば、もちろん理想的なところで先進的なところだと思いますので、そういった先進的な農家様のところの意見をもちろん聞きたいというふうなところでも考えるところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

これは24年だったか、記憶が定かではありませんけれども、村の直売所に、そのためにホームページをつくっていただいております。これは決済ができるような仕組みが必要であれば、そういう機能まで含めて、今後検討していくことになると思いますが、コロナ禍の現状、今、給付金作業に追われております中で、ECを町で構えて販売を、商社的な役割を町が担っていくというよりも、現在のところは、やはり村の直売所あたりにそういう機能を持たせるということを以前決議をして、予算をいただいて、現在そのホームページを活用していただいているものと思っておりますので、それを大きく充実させていくということが大切かと思っております。

以前、その直売所にECサイトに決済機能を持たせるということを提案した際の課題は、やはり農家の主体性、ここでありました。主体性を喚起するような仕組みを、やはりソフト事業等セットで直売所を持たせていくということが、村の直売所だけではなく、今後の産直運営に当たって、非常に重要なことかと考えております。

○1番（鈴木千春君）

課長、町長それぞれに答弁いただきました。まず、農家の方の主体性を持って、もちろん私が関わる農家の方々に対しては、私自身も動いて率先してやっていこうかなというふうに思っています。

また、ECサイトでの販売というのは、ECサイトを構築してくれというよりは、既存のECサイトに出荷するための仕組み等について、出荷の管理等とか、そういうことについて支援していただければなというふうに思っているんですが、いずれにしても、確かに最優先でやるべきことというのはあるかと思います。そこら辺の判断につきましては、もちろん最優先のことを実施していただいて、課長からの答弁がありましたように、勉強を重ねていた

だいて、私も上峰町の農家の方の自走のために注力させていただこうと思うんですけれども、役場でもそういった支援、御支援を共に進めていって、上峰町の農家の課題を解決させられればなということを思っております。

本件につきましては、時期を見ながら勉強を進めていただいて、何とか御検討いただければということを要望して、本質問を終えます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

これで鈴木議員の質問は全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって4時10分まで休憩します。休憩。

午後3時56分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

2番大川徹也議員からよろしくお願いします。

○2番（大川徹也君）

皆さんこんにちは。2番議員、大川徹也です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従い、質問をさせていただきます。

今回の定例議会における質問事項は4つです。

1、新型コロナウイルス感染症対応について、質問要旨は、1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中身と当町におけるその活用計画は、2、当町小・中学校における遅れた学習内容の取り戻しの計画内容は。

この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、御存じの方も多いかと思いますが、簡単に説明します。

政府が今回の新型コロナウイルスに関して各日本国民、日本国自治体や日本国民が受けた被害に対して、それを補助、援助する目的で補正予算に約1兆円の予算を積んでつくられました。所管は内閣府地方創生推進室です。交付対象は地方公共団体、都道府県及び市町村です。

これは5月に説明会が行われているようです。当町がこの交付金に対してどういう取組を計画しているのか、それを伺いたいと思いました。

また、この遅れた学習内容の取り戻しの計画内容につきましては、同僚議員より数人同じような、同じ質問がございましたけれども、私のほうも併せて質問をさせていただきたく存じます。

続きまして、質問事項2、農地・水・環境保全向上対策事業（現多面的機能支払交付金事業）における告訴について、質問要旨①当町が行なった告訴の受理、不受理の結果は。

これは町長に答弁をお願いしていますが、2018年1月9日、鳥栖警察署に告訴をしました、町が。その際、警察機関が詳しく調べてからということで、告訴の受理、不受理はそこでは決まらなかったようです。

それから2年と半年が過ぎました。私はこの問題に対して複数の議会の中で質問をしてきました。今回また質問をしますけれども、ぜひ真摯にこの問題に互いに向き合っていきたいと思っていますので、執行部の皆さん方、どうぞ明確な答弁をお願いいたします。

この問題に関しましては、今でもそうですが、マスコミに大々的に報道された、そして、刑事告訴と民事訴訟発言を受けた町民の方にとりましては、重篤な精神的苦痛を今でも受けておられます。この件はかंगできない重大な人権健康問題です。本当に遅延はできないと思います。町長、明確な即答をお願いします。

3番、女性活躍・ハラスメント規制法関連について、質問要旨1、当町役場における女性活躍及びパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等ハラスメントの実態とその防止の取組みの内容は。

この女性活躍・ハラスメント規制法についてですが、これは実は民間企業に対してこの法律を施行されるものです。本年5月29日、参議院本会議で可決成立しました。これは民間企業のある一定規模以上の企業に対して義務化されるものなのですが、当町役場においても、この法律はきっと働く女性や、また、働く職員に対して有益なものとなるということを確信しておりますので、当町がこの問題についてどのような取り組む方針を示されるのか、伺いたいと思ひまして質問しております。

実際、現この議会におきましても女性課長2名おられますし、今から約4年ほど前ですが、2016年、平成28年4月には文部科学省より一発言取消一が副町長に就任されています。しかし、就任僅か3か月で退任ということで大変残念な結果とはなっておりますが、女性が活躍する機会をもっともっと増やしていいのではないかと個人的に思っています。

実際、世界を見ましても、ドイツや、この新型コロナウイルス対策について、なお有名になりましたニュージーランドの首相などもおられます。男性にはない、女性特有の視点から、物事の施策、考えついたり、また、施行したりする貴重な存在だとも思います。

続きまして、4番、大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策について、質問要旨1、今年も予想される豪雨に関して当町における水災害対策の中身は、②当町におけるブラジルチドメグサやホテイアオイなどの外来水生植物の生態系被害防止の計画は。

昨年の議会や、また、今年の議会に関して、今回の議会の中においても複数の同僚議員から、今、梅雨入りを直前にしまして、どういう対応を町が準備してきたのか、また、町がどういう対応を取っていくのかという質問をなされていましたが、私も同様に心配をしております。同じような質問になりますが、改めて質問をさせていただきます。

私の質問はこの大きな4つです。どうぞよろしくお願いします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、新型コロナウイルス感染症対応について、質問要旨の1番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中身と当町におけるその活用計画はということで、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、新型コロナウイルス感染症対応について、要旨1に関して答弁をいたします。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように創設された事業でございます。

先ほど議員の総括質疑の中でもあったように、政府の補正予算計上額は1兆円でございます。

交付限度額につきましては、人口であったり、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担等に基づき算定をされます。

使途といたしましては、地域の実情に応じて弾力的な対応は可能ですが、例として申し上げますと、新型コロナウイルス感染症に対する対応、これは感染拡大の防止策であったり、医療提供体制の整備であったり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等に、そういう事業に充当することが可能となっております。

本町におきましては、事業趣旨に合致するものを積み上げ、交付申請のほうを出したいというふうに考えております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

今、創生室長が当町において適切なものを適宜計画したいという旨の答弁がありましたが、私が知る限りですが、その後、変更があっていたらまた訂正の御指摘をいただきたいのですが、説明会が5月1日にウェブ配信で行われまして、行われています。で、この計画自体は今、当町がつくっているかどうかの御答弁をお願いします。

○議長（中山五雄君）

大川議員、先ほど副町長の固有名詞が出ましたからですね、その辺の取消しを、固有名詞

を出すわけにはいきませんから取消しをしてください。今の質問——その前の質問。固有名詞が出たでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、その辺に登壇して、皆さんにですね、固有名詞の取消しをですね、議事録から消していただくような申出をしていただきたいと思います。（「了解しました。登壇」と呼ぶ者あり）はい。

○2番（大川徹也君）

ただいま統括質問の中で、平成28年、2016年4月就任された副町長の固有名詞を出しました。これについては、公的な人物として、また、周知の人物として知られていると思い、通常名前をこう出しましたが、今御指摘を受けまして、固有名詞を削除することを申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（中山五雄君）

今、2番大川徹也君から固有名詞のその取消しをということで、議事録から削除していただきたいという申入れがありましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

そしたら、次に進んでください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

実施計画の策定状況ということでございますけれども、策定してございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

その計画を策定しているということなので、その計画の内容を教えていただければと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

基本的にはその事業に要する費用とかですね、そういったものを積み上げという形で計画になっていくんですけれども、例えば、学校臨時休業対策事業とかですね、これは放課後児童クラブとか、環境整備に関するものとか、あるいは公立学校の情報機器整備、あるいはテークアウト事業であったり、こういったものを積み上げているというような状況でございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今話された、室長が答弁をされた内容ですね、学校教育で使う、オンライン授業で使ういろんな機器とか、テークアウト事業とか、いわゆるこれは最近、全員協議会等で説明があった町の独自の施策である、いわゆる応援給付金のことかなと感じたんですが、そういうことですか。

そうすると、応援給付金の元になっている原資、予算の出どころはこの地方創生臨時交付金と理解してよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現段階におきましては、これは採択を受けるためのものでございますので、まだ採択は決定したわけではございません。ですので、別途のですね、費用を充てたところで、後にこの給付金が、この補助金、交付金の下りてきた段階で、そこで財源を組み替えるような形になるんじゃないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○２番（大川徹也君）

この交付金は申請事業ということで、申請をしないと交付金を受けることができないと伺っております。そして、計画は立てておられて、そして、計画の一応締切りというのがあるみたいで、私の調べるところは５月２９日が第１次の締切りということで出ているんですけども、提出というのはされているんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

既に提出してございます。で、そちらのほうでですね、いろいろこうやり取りをですね、今、県のほうとかともさせていただいているという状況でございます。

○２番（大川徹也君）

今回の応援給付金で出された施策について、異議を唱えることは何もあります。それにプラスアルファしてですね、新しく支援する施策を追加するということは可能なんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ちょっとこれも報道の情報ではあるんですけども、今、国会のほうで予算案、２次補正のほうがですね、審議されておられるようで、明日あたり可決の見通しではないかなというような情報が入ってきておりますが、その中で、地方自治体への助成額に関しては増額の予定だというようなことも聞き及んでいるところでございます。

ですので、この辺の今の現在の政府の補正予算、２次補正がですね、確定した段階で、またいろいろな情報が下りてくるかと思しますので、そこでのまた、いろいろな充当策とかですね、検討ができるようなことであればですね、その時点でまた検討すべき課題かなというふうに考えているところです。

以上です。

○２番（大川徹也君）

現政府がこう出した今回の臨時交付金、新型コロナウイルス感染症臨時交付金の活用事例がありまして、多分御覧になっているとは思いますが、その中で当町にもふさわしいのではないかと思うことが幾つかありましたので、これ、提案をさせていただきます。

密集軽減のための輸送能力増強事業というものがあります。これは、当町では巡回バスやタクシーですね、タクシー事業を行っていますけれども、密集を避けるためのバスの増便や増車、少数多頻度輸送を実施するのに必要な経費について地域の実情に応じて支援とございます。

現在はこのコロナの脅威も心理的に薄れているのかなという感じは受けはするんですけれども、やはり油断ならない状況です。隣の県、福岡県北九州市を今見てもそう思います。当町はこういう密集したバスに乗る機会というのがあるので、今必要なのか、今後必要になってくるのか分かりませんが、このことも町として、また、担当課として念頭に置いていただけたらと思います。

また、人が集まるところとしていろいろありますけれども、飲食店や理美容施設、また、医療・福祉施設などございますが、このように社会的に欠かすことができない施設の衛生水準を高めることで利用者の安全を確保するとともに、事業の継続を図るため、事業者などが行う清掃、消毒等の公衆衛生確保の活動の強化等に対して奨励金等により支援、こういう事例もあります。

今、2つほど申し上げましたが、担当課のこういう取組に対して、担当課はどのように今ちょっとお考えになるのか、もし話せるようでしたらお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

すみません。いろいろ御提案ありがとうございます。

ただ、ちょっと担当課のほうもですね、ちょっと今、急にちょっと出てきた話でもありますので、なかなか準備もできていないかと思いますので、取りまとめをしている課として、ちょっといろいろ検討したところもあります。

で、町のほうでいろいろやっている事業につきましてもですね、この交付金自体が無尽蔵にあるわけではございません。ですので、その中でも状況とかですね、あるいは環境とか、そういったものを検討した上で優先順位をつけながらですね、その充当を考えていきたいというふうに考えております。

御提案は御提案としてですね、いろいろ考える材料にはさせていただきたいと思いますので、ありがとうございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今、室長より優先順位、限られた財源の中で優先順位等を考えながら検討していきたいという答弁をいただきました。ぜひ公平な目を持って取り組んでいただきたいということを改めて申し上げます。

あと実際本当は、子育て支援とかでは、上峰町はお米をですね、あとそうめんを支給するというので、先日の全協で知りました。本当にこれもいいことだと思います。

と同時に、これもすみません。先ほど一遍に話せばよかったんですけども、子供、ちっちゃい子供を抱えている家庭は子供が、今は特にそういう状況ではないんですが、学校に行けなくて、ちっちゃい子を何人も抱える、上峰町は子供が3人とか4人おっても珍しくないような町なんですね。

そういったときに、やはり食べ物だけじゃなくて、仕事や休まなければならなくなった親であったり、そして、やはりストレスの軽減のためにできるようなことですね、子供のある意味、居場所づくりというんでしょうか、そういったことも含めて考えていただけたらと思います。

これに関しては、質問要旨①についてはこれで終わります。

先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、当町小・中学校における遅れた学習内容の取り戻しの計画内容は、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

大川徹也議員の質問事項1、新型コロナウイルス感染症対応について、質問要旨2に関してお答えいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁になることをまずもって御容赦願います。

今年度4月以降、上峰小・中学校の臨時休業は24日間であり、授業の欠課時間は卒業学年の小学6年と中学3年は約120時間、卒業学年以外の小学2年から中学2年は同じく120時間、小学1年は約90時間です。

授業時数の回復の具体策につきましては、まず、小学校は3つ手だてを取ります。

1番目の手だてといたしましては、夏季休業を序盤11日間と終盤8日間の合計19日間短縮し、8月1日から8月23日とします。

2番目の手だてといたしましては、水曜日は先生方の打合せや会議、研修等のため、通常5時間授業となっておりますが、これを6時間授業にします。

3番目の手だてといたしましては、土曜日を開校日として3時間の授業を行います。

これらにより、9月までには101時間の授業回復が行え、約84%の時数が確保できます。

次に、中学校も3つ手だてを取ります。

1番目の手だてといたしましては、夏季休業を序盤18日間と終盤8日間の合計26日間短縮し、8月8日から23日とします。

2番目の手だてといたしましては、総合的な学習の時間は2学期にまとめ取りをする計画とし、1学期にはその分を教科授業に充てます。

3 番目の手だてといたしましては、多くの時間を要する成績評価を 3 期制から 2 期制へ移行し、年間授業数を増やします。

これらにより、中学校はほぼ100%の授業時数の回復ができます。

5 月15日付、文部科学省の学びの保障の方向性等についての通知では、卒業学年は令和 2 年度中に学習の遅れを回復、卒業学年以外は令和 2 年から 3 年度の回復となっており、欠課時数よりも学習内容を重視するとあります。各学年におきましては、授業欠課時数の回復と同時に、先生方が学年や教科部会を通し、学習内容の精査、組合せ等の工夫、研究を効果的に行うよう指導、支援してまいりたいと考えています。

学習の遅れの回復につきましては、新型コロナウイルスの第 2 波を想定しますと、少しでも早く取り組み、遅れを取り戻すよう気持ちがはやりませんが、児童・生徒の過重負担にならないよう留意もしながら、バランスよく取り組んでいくよう学校と連携してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○2 番（大川徹也君）

内容については承知いたしました。この計画では、授業数をイベント、行事事、例えば、体育祭や文化祭などを実施予定としつつ、授業数を回復するという計画で立派な計画だと思いますが、その分、夏の本当に暑いときに通学する児童や生徒の体調管理についても心配するところもこう出てきます。

この計画をされるに当たって懸念事項もあるかと思うんですが、教育委員会としては、この対策をつくるに当たっての懸念されることはどのようにこう認識をしておられるでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

大川徹也議員からのこの計画を立てるに当たっての懸案事項、懸念事項ですね——についてという御質疑でございました。幾つもございます。

まずもって、4 月から通常であれば学校に登校して、いろんな体験をし、授業を受け、先生方や友達と触れ合いながら、それぞれの発達段階に応じた成長を期していくはずだった子供たちが 2 か月間、違う形を強いられたということで、その空間、空白をですね、取り戻すということは、はっきり言えばできないことだと思っています。

しかし、この限られた時間の中で、学年の中で、学習であるとか、体験活動であるとか、そういったものを幾らかでも取り戻していかなくてはいけないということで、夏休みも短縮をしましたけれども、これも非常に苦渋の判断ではあるわけなんですね。数字上は授業時間が確保できるということになりますけれども、夏休みは夏休みで、特に日本の場合、この四季の中で暑い時期にそこで 40 日間の夏休みを取ることで、学校ではまた得られないいろんな体験であったり、感性であったり、そういったものを子供たちが育んでいくという貴重な期

間だったろうと思うんですね。ですから、まずもってその夏休みを短縮しなくちゃいけないということをですね、できれば短縮の期間は少なくしたかったというのがあります。

しかし、最終的な目標のためにですね、やはり時数がある程度は確保しないとできないということがありましたので、これは前の答弁のときにも言いましたが、小学生と中学生とは少し期間を変えてですね、夏休みを短縮したということがまずもってあります。

それから、水曜日の時間を5時間授業を6時間にするというのもですね、子供たちにとってみれば、月曜日から金曜日まで全部6時間でいくというのは、やはり特に小学生についてはきついものがあると思います。

一方でまた、先生方も研修や打合せ、会議等の時間が削られることになりますので、先生方も窮屈になるということなのですが、この案については、ありがたいことに先生方のほうから御提案がなされたこともありますので、先生方のそういう授業回復のための意欲を尊重して計画に組み込んだということでございます。

また、中学校では成績の2期制ということを取りました。これも本町の中学校の場合は、小・中学校は3学期制を取っていますので、成績も3回、御承知のように通知表という形でですね、出していくわけです。

県内には、二十数%の小・中学校では2学期制を取っているところがあります。そういった学校は、そもそも成績も2期制になっているところなんですね。4月から約半年たった10月の初旬あたりに区切りを置いて、そこで1回成績表、いわゆる通知表を出して、あと1回は3月末という2期制になります。今回、3学期制を取りながらも1学期の2か月が空白になりましたので、中学校ではいろいろと相談をして、この2期制を、成績2期制を取るということにしました。

これについても、これをしますと成績を取るためのテストであるとか、授業カットあたりをしなくていいので、その分、授業に充てられるんですよ。しかし、考えようによってはですね、3回、3期制を取っていれば、子供たちは3回成績をもらえる。嫌な子もいるかもしれませんが、チャンスが3回あるということにもなるんですよ。成績をもらって、ああ、次、頑張ってみようとか、こういうところが自分は当たらないから頑張ろうというような、そういうチャンスにもなってきます。それを2回にするということは、ある意味、子供たちのチャンスも2回になるということですから、非常に迷ったところもございます。

いろんなところで懸案事項、懸念事項がありながらもですね、決断をしなくちゃいけないということで、学校の判断も尊重しているところではございますが、ぜひともこの判断が正しかったんだと言えるようにですね、これから学校と一緒に連携してですね、一つ一つを確実に積み重ねていって、子供たちの学習回復に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（大川徹也君）

教育長は、この時数をやはり一番大きな課題、時数の回復がやっぱり課題なので、そのためにも土曜開校であったり、夏休みを短縮、そして、短縮した分は授業に充てたり、そして、水曜日の校時を6校時に持っていったりなどの判断をなされたということを改めて理解しました。

その中で、私が今回懸念していることで、1つ、先生たちも考えておられる方も十分おられると思うんですが、やはり子供たち、児童や生徒がこの夏の暑い時期にやっぱり授業を受けるために学校を往復するわけですが、やはり授業で集中するので、家で幾ら冷房が効いているとしても、それなりに家におるときとは集中力の使い方とともに、やっぱり体力とか気力の疲労度も違ってくるかと思います。そこで、やはり体調を崩す子供もいるかもしれません。

保健室の機能について、そこについてどう考えておられるか。今回の2学期とは言わないんですかね、何学期というか分からないんですが——ことについて、保健室の機能について考えられたことはありますか、今回の体制において、こういう授業体制においてですね。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

大川徹也議員の保健室の利用という形の分はどうなっているのかという御質問かと思います。

今、保健室のほうでは、体調を崩したとか、熱っぽい児童がいる場合は基本的に保健室のほうの利用をしております。擦り傷とか、子供たち、ちょっと絶えない部分がありますので、そういったときは職員室の前のほうで傷の手当てとかを行っております。そのちょっとすみ分けのほうですね——のほうを、体調の悪い子と傷を負った子というふうなところでは分けている部分のところがあります。

以上で答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

保健室は基本的に熱っぽかったりとか、体調を崩した児童や生徒のために主に使っているということでした。

今回、体調がずっと悪いのが続くと多分保護者に連絡して、迎えに来ていただくというような形になるかとは思いますが、通常ベッドとかも用意しておられると思うんですが、例えば、やっぱりこうそれに備えて、やっぱりベッドが今1台か2台か知りませんが、スペースの中で許された台数にはなるとは思うんですが、例えば、横になって休めるスペースの確保を増床するとかですね、そういったお考えとかは持たれたらいいかと、そういうケースもあるんじゃないかと。やはり横になるだけで大分楽になるので、そういった考えを持っているんですが、教育委員会としてはどのように思われますか。

○教育長（野口敏雄君）

保健室の機能につきましては、先ほど中島事務局長が申し上げたとおりなんですが、活用

の仕方についてですね、基本的にはどの学校でも保健室で病気の治療をするとか、手当てをするとかいうことは基本的にしないという立場を取っています。

それは、養護教諭は養護教諭の資格を持っていますが、医療的なケアができるものではないです。ですから、具合が悪くて一時的に休むとか、様子を見るとかいうことはしますが、せめて1時間程度、それ以上続く場合は保護者に連絡を取って、迎えに来ていただいて、医療ケアを受けていただくとか、自宅で待機するとかいう手だてを取るのが基本的でございます。ですから、保健室のベッド数であるとか、広さを拡張するとかいうようなことは現在考えておりません。

もちろん、夏休みの高い気温、あるいは湿度が一番心配ではあるわけですが、そういう状況の中で体調を壊す子もいるかもしれませんけれども、そこはあらかじめ御家庭にもですね、御協力を得るということですね、連絡をしておいて、何かあったら迎えに来てもらうこともありますというようなことでのですね、学校と家庭の連携を取りながらの夏休みの短縮だというふうに捉えているところでございます。

これは学校から出すのか、教育委員会から発信するのか、それはまだ決めておりませんが、いずれにしても、保護者の方々への御協力を得ながら、夏休み短縮に取り組んでいきたいと思っています。

ただ、上峰小学校は630名程度の児童数がありまして、一定規模の中規模学校ということがあってですね、これまで毎年、養護教諭は1名の配置が基本なんです。4月、5月、6月の3か月間については、いろんな健診とか身体測定とかあるものですから養護教諭がとても忙しいんですね。ですから、3か月分だけの臨時の養護教諭を雇える状況になっておりました。で、今回もその方々がいらっしゃったんですが、4月、5月が休校になっていましたので、それを後ずさりさせてですね、その当該の方の御都合も、事情も合いましたので、これから2か月間はずれていきますので、2人体制で養護教諭もしばらく8月ぐらいまでできるということになっているところでございます。

○議長（中山五雄君）

大川議員、ちょっと待ってください。もう時間ですから、あとはあしたでいいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、要旨の2番からあした進めますから。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。お疲れさんでした。

午後4時56分 散会